

ディスクロージャー誌

Tsurushinyokumiai Report

つるしんの現況

2012



ごあいさつ

皆さまには、平素より都留信用組合をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

当組合はおかげさまで創立60周年の節目を迎えることができました。これも偏に地域の皆さまのあたたかいご支援とご協力の賜物であり、衷心より感謝申し上げます。

当組合は昭和27年3月の創設以来、信用組合の原点であります「相互扶助の精神」に則り、山梨県富士北麓・東部地域の経済発展に寄与すべく、徹底した地域密着政策と堅実経営を推進し、協同組織金融機関として強固な基盤を築いてまいりました。

さて、平成23年度のわが国経済を振り返りますと、東日本大震災により深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、懸命の復旧・復興努力によりサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州債務危機の顕在化等による世界経済減速の影響で景気の持ち直しは緩やかなものとなりました。

一方、平成23年度の金融機関を取り巻く金融環境は、資金需要の低迷等、厳しい状況が続きました。こうした中、平成24年3月末までの時限措置となっている「中小企業金融円滑化法」がさらに1年再延長され、今後、金融機関による経営改善計画の策定支援等、より一層のコンサルティング機能の発揮が求められることとなりました。

平成24年度を展望いたしますと、政府による本格的な復興施策の集中的な推進により着実な需要の発掘と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するものと期待されております。世界経済についても欧州債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化するならば、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待されることなどから、わが国の景気は緩やかに回復していくと見込まれております。一方で、欧州債務危機の深刻化等を背景とした海外経済のさらなる下振れや電力供給の制約等から先行きは楽観できないとされ、中小零細事業者や地域に暮らす生活者の先行きは不透明なことから、地域経済を支える協同組織金融機関として、引き続きその使命・役割を果たしていく必要があり、このためにも役員一丸となり経営基盤の強化、内部管理態勢の整備・充実による一層の経営の健全性の維持・確保に努め、地域の皆様に貢献できるよう努力してゆく所存であります。

本冊子は、平成23年度の決算を終了した時点での経営内容についてまとめたものを、ディスクロージャー誌「つるしの現況 2012」として編集いたしました。当組合を深くご理解いただく上で、参考になれば幸いに存じます。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成24年7月

理事長 **渡邊 彬**
 理事長 **細田 幸次**

Contents

ごあいさつ	資金運用	21	つるしんネットワーク	46
組合信条・事業方針	その他の業務	24	お客さまへの大切なお知らせ	47
経営方針	パーゼルⅡ第3の柱の開示項目	25	店舗一覧	48
経営戦略	有価証券の時価等情報	31	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	48
トピックス	主な事業の内容	32	索引	49
地域への取り組み	金融商品に係る勧誘方針	32		
新商品・新サービス	コンプライアンス(法令等遵守)態勢	33		
地域貢献活動	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	33		
金融円滑化に向けた取り組み状況について	内部統制基本方針	34		
地域密着型金融の取り組みについて	当組合の保険募集指針	35		
当期の業績	リスク管理態勢	36		
経営の健全状況	主な手数料一覧	37		
当組合のあゆみ	報酬体系について	38		
役員一覧	主要な商品・各種サービスのご案内	39		
経営環境・事業の概況	投資信託・保険・共済商品のご案内	42		
経理・経営内容	事業の組織	43		
資金調達	総代会等に関する情報開示	44		

組合の概況

- 名称 都留信用組合
 - 本店所在地 富士吉田市下吉田二丁目19番11号
 - 創業 昭和27年3月
 - 出資金 4,253百万円
 - 店舗数 22店舗
 - 職員数 347名
 - 組合員数 47,669人
 - 預金残高 256,819百万円
 - 貸出金残高 164,194百万円
- (平成24年3月末日現在)

● 組合信条・事業方針 ●

組合信条

郷土のために生れた都留信用組合は
郷土と共に発展する

1. つるしんは皆んなのもの
1. つるしんは信用に生きる
1. つるしんは常に前進する

当組合の歴史は昭和27年3月8日、山梨県認可第1号の信用組合として、輝かしい創業の第一頁が開かれております。その当時、服裏地の滞貨に悩む多くの企業家の救済・援助を目的としてスタートした歴史を顧みるとき、そこには一貫して脈打つ「地域のため、顧客（組合員）のため」という地域帰属の創立精神が、時代の変遷の中で引き継がれながら今日を築くに至ったのであります。

『郷土のために生まれた都留信用組合は郷土と共に発展する』この『地域共生』こそ創業の精神であり、地域信用組合の原点であります。

● 経営方針 ●

地域金融機関としてのつるしんは、協同組織金融機関としての使命を忘れず、郡内地域をこよなく愛し、限定された地域の中であって、そこに居住する全ての生活者の豊かな暮らしと、そこに展開する全ての事業者の繁栄を願い、地域社会の中核として地域と共に歩み、地域社会の発展に貢献いたします。

● 経営戦略 ●

① 経営管理（ガバナンス）の強化

業務の健全性および適切性を確保し、信用の維持および預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るためには、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、業務全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの的確な管理を行います。

② 融資創造

当組合は、地域密着型金融を「恒久的」かつ「自主的」に取り組みを進めていきます。また、「中小企業金融円滑化法」の対応も含めたなかで「中小企業支援ネットワーク強化事業」を展開しつつ、付加価値のあるサービスを提供することにより融資を創造していきます。

③ 経営の健全性と透明性の向上

当組合はわが国金融システムの一翼を担うものとして、資産の健全化はもとより収益力の強化、自己資本の充実により経営健全性の維持・確保を目指していきます。

④ 「地域の絆」の再認識

当組合は地元中小企業および地元顧客との「絆」によってお互いを支えています。「郷土共生（郷土のために生まれた、都留信用組合は、郷土とともに発展する）」が創業の精神であり、地域信用組合の原点でもあります。このことを全役職員が常に念頭において行動していきます。

⑤ 経営力・組織力の強化

当組合が地域から存在価値を認知され支持されていくために役割と機能を十分に発揮できるよう経営力・組織力を強化していきます。

Topics

■ ピーターパンカード寄付金贈呈

当組合の推奨する「しんくみピーターパンカード」は、カード利用代金の0.5%を、信用組合業界の選定したチャリティ関連諸団体等へ寄付するシステムとなっております。当組合では年に2回、同寄付金を地元児童施設等へ寄贈する取り組みを継続しております。



■ 富士山道を往く 『御山参詣・富士まで歩く講2011』

(平成23年6月26日～平成23年6月30日)

江戸庶民の富士講のところに思いを馳せ、街道の起点である東京日本橋から富士山登山道の起点である富士吉田市まで約120キロの行程を歩き通した、「御山参詣・富士まで歩く講2011」に協賛しております。



■ 「節電説明会(この夏の節電に向けて)」の開催 (平成23年7月12日開催)

資源エネルギー庁からの委託を受けた節電サポート事務局担当者が、具体的に電力抑制のポイントを紹介し、担当者のアドバイスを受けながら業種ごとに節電行動計画を立てました。当組合の取引先42企業のほか、当組合の役職員も参加し総勢80名が出席しました。



■ 「中小企業施策に関する講演会」の開催 (平成24年2月13日開催)

経済産業省 関東経済産業局 地域経済部より講師を招き「日本経済の現状・課題と平成24年度経済産業省施策について」と題し講演をしていただき、総勢86名(管内中小企業事業者57名、役職員29名)が参加しました。



■ 女性モニター制度

「お客さまの満足度を重視した金融機関経営の確立」の一環として、営業店のブロック毎に女性モニターを募り、会議において忌憚のないご意見をいただき、お客さま満足度の向上に努めております。



● 地域への取り組み ●

中小企業支援ネットワーク強化事業

国が行っている「中小企業支援ネットワーク強化事業」に中小企業支援ネットワーク機関として参画し、本事業を活用しております。

具体的には、経営革新・農工商等連携・事業承継等中小企業が抱えている様々な経営課題に、関東経済産業局が選定した中小企業支援の実績等が豊富なアドバイザーが、当組合の職員とともに課題解決のお手伝いを行っております。また、必要に応じ課題解決に適した専門家派遣も行っております。



平成23年度の主な活動実績

- ・ 中小企業支援ネットワーク・アドバイザー派遣回数 …………… 242回
- ・ 新事業展開支援 経営革新計画承認 …………… 2件
- ・ ものづくり支援
- 特定研究開発等計画認定 …………… 1件
- 産業振興事業補助金の交付 …………… 1件
- イノベーション拠点立地支援事業の採択 …………… 1件
- ・ 支援機関共同セミナー等開催 …………… 2回

年金相談会の開催

法改正等により複雑化している年金制度の疑問点を解消し、お客さまに安心して確実な年金受給をして頂くために、専門知識を有する当組合職員の「年金アドバイザー」が個々のお客さまのケースに合わせた相談業務から年金受給までの対応をしております。また、平日お時間の取れないお客さまには日曜年金相談会を開催（毎年1月・5月除く第1日曜日）しております。

● ご相談のお申込み先 ●

営業推進部
 営業店支援担当(年金アドバイザー)
 TEL0555-24-4855(ダイヤルイン)

つるしんゆうゆうクラブ

会員のみなさまを対象に3年に一度歌謡ショー等のイベントを開催、また各支店においては毎年、日帰り親睦会・一泊旅行等を企画・実施しております。また、一部の支店においては、ゲートボール大会などを実施しております。

「安全・安心まちづくりネットワーク」活動

地域住民のみなさまが安全で安心して暮らせる街を作ることを目的に、富士吉田警察署・大月警察署・上野原警察署と「相互協力に関する協定」を締結し、管内における事件・事故の発生時等において、相互に協力して必要に応じて適切な措置を講じる「安全・安心まちづくりネットワーク」活動を推進しております。

第27回「郡内おかあさんコーラス大会」の開催

平成23年5月7日、毎年おかあさんへの感謝の意を込めて「母の日」の前日に開催されている「郡内おかあさんコーラス大会」が都留市文化ホール(都の杜うぐいすホール)にて、32団体、688名が参加して盛大に開催されました。



富士吉田市制祭ふるさと夏祭り阿波踊りへの協賛

平成23年7月23日、富士吉田市制祭ふるさと夏祭りに阿波踊りの「つるしん連」(職員106名)が参加し、目抜き通りの市民の皆さまに好評をいただきました。



第49回つるしん花いっぱい運動

(平成24年3月8日～平成24年3月30日)

地域密着を図る恒例行事の一環として例年創立記念日に『自然を愛し花と緑の美しい街をつくりましょう』をスローガンに幼稚園児・小学生の花の絵等を展示、今年で49回目を迎えるに至りました。

地域への取り組み

「山梨県がん検診受診率向上プロジェクト」への参加

当組合では地域への社会貢献の一環として、山梨県及び各市町村、連携企業と「山梨県がん検診受診率向上プロジェクト」に参加。がんの早期発見、早期治療のために、がん検診の重要性を普及啓発し、受診勧奨に積極的に取り組んでおります。

また、がん撲滅のため物品販売手数料をチャリティとして、NPO法人へ募金する方式の自販機を本店と谷村支店の駐車場に設置しています。



障がいをお持ちのお客さまなどに配慮した取り組み

すべてのATMは、視覚に障がいをお持ちのお客さまやご高齢のお客さまがスムーズにご利用できるハンドセット方式ATMとなっております。

また、当該対応ATMまでの点字ブロックを敷設するなど配慮しております。

今後も継続して利便性向上に向けた取組みを行ってまいります。



鶴友懇話会の活動

「鶴友懇話会」は、当組合の取引先である事業経営者や後継者が主力で運営している組織です。セミナー、講演会開催、研修旅行等の活動を通じて、事業経営への時代に合った異業種交流や情報交換などビジネス・マッチング情報の提供を行っております。

■鶴友懇話会講演会の開催

講師 しらいみちよ氏
(平成23年6月8日)

都留市在住のシンガーソングライターのしらいみちよ氏をお招きして、第35回鶴友懇話会定期講演会が「ハイランドリゾートホテル」にて開催され、鶴友懇話会会員384名が参加、『しらいみちよトーク&ライブ』が行われました。



■青色パトロールカーによる防犯パトロール

鶴友懇話会では、地域の安全を守るため青色回転灯を装着した「青色パトロールカー」を導入し、営業エリア内の巡回パトロールを定期的を実施しております。



新商品・新サービス

- 「定期性総合口座通帳」リニューアル (平成23年4月)
- 「資産をふやそう」キャンペーンNo.2開始 (平成23年5月)
- 「がん治療支援保険」取扱開始 (平成23年5月)
- 東日本大震災復興支援定期預金「希望」取扱開始 (平成23年6月)
- 多目的型ローン「グッドライフローン」取扱開始 (平成23年7月)
- がんばれ東北! 応援キャンペーン「懸賞品付定期預金・国債(スーパーあかふじ特別編)」発売 (平成23年11月)
- 住宅ローン契約者対象「グッドライフ・カードローン」取扱開始 (平成23年12月)



● 地域貢献活動 ●

● 地域に貢献する信用組合の経営姿勢 ●

当組合は、郡内地域を営業地区とし、地元の中小事業者や勤労者等の方々が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小事業者や勤労者等地域住民のみなさま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献し、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

● 融資を通じた地域貢献 ●

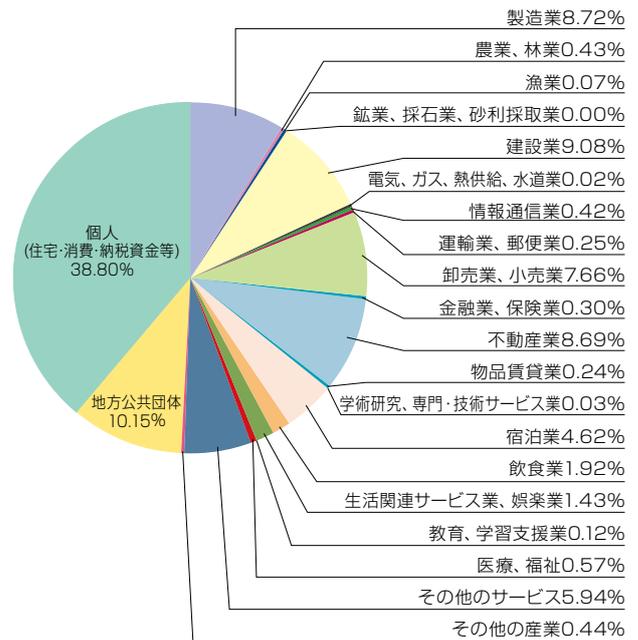
● 貸出金残高の内訳(平成24年3月末現在)

(単位:千円、%)

業 種 別	金 額	構 成 比
製 造 業	14,324,632	8.72
農 業、林 業	719,871	0.43
漁 業	121,278	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	1,706	0.00
建 設 業	14,919,153	9.08
電気、ガス、熱供給、水道業	45,610	0.02
情 報 通 信 業	689,670	0.42
運 輸 業、郵 便 業	419,032	0.25
卸 売 業、小 売 業	12,591,244	7.66
金 融 業、保 険 業	500,000	0.30
不 動 産 業	14,273,686	8.69
物 品 賃 貸 業	399,567	0.24
学術研究、専門・技術サービス業	54,767	0.03
宿 泊 業	7,597,763	4.62
飲 食 業	3,157,337	1.92
生活関連サービス業、娯楽業	2,361,789	1.43
教 育、学 習 支 援 業	202,509	0.12
医 療、福 祉	944,641	0.57
そ の 他 の サ ー ビ ス	9,757,926	5.94
そ の 他 の 産 業	735,139	0.44
小 計	83,817,320	51.04
地 方 公 共 団 体	16,667,506	10.15
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	63,709,303	38.80
合 計	164,194,129	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 貸出金の業種内訳(平成24年3月末現在)



● ボランティア活動 ●

当組合は『地域との共生』をテーマに、地域社会の社会福祉、環境整備、文化・スポーツの地域振興に積極的に参加しております。

特に営業地域に富士五湖を中心とした観光地を控え、その地域の清掃活動・富士吉田市制祭を中心とした各種祭りのイベント参加・ゲートボール大会・花いっぱい運動・郡内おかあさんコーラス大会の開催による文化振興等は当組合独自で実施しており、地域とのふれあいをつねに大切にしております。良き企業住民としてさまざまな社会貢献運動を通じて地域社会から『信頼され、親しまれる』金融機関をめざしております。



献血活動



清掃活動



チャレンジ富士五湖ウルトラマラソン

● 金融円滑化に向けた取り組み状況について ●

当組合は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理態勢の下、方針に則り金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

つきましては、平成21年12月施行された「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき「貸付の条件の変更等の実施状況」を公表いたします。

● 貸付条件の変更等の実施状況(平成21年12月4日から平成24年3月31日まで) ●

1. お客さまが中小企業者である場合

(単位：百万円)

(平成24年3月末)	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,336	57,724
うち、実行に係る貸付債権	3,240	56,417
うち、謝絶に係る貸付債権	16	211
うち、審査中の貸付債権	21	191
うち、取下げに係る貸付債権	59	903
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権うち実行に係る貸付債権	621	7,576
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権うち謝絶に係る貸付債権	6	28

2. お客さまが住宅資金借入者である場合

(単位：百万円)

(平成24年3月末)	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	189	2,519
うち、実行に係る貸付債権	151	1,944
うち、謝絶に係る貸付債権	14	253
うち、審査中の貸付債権	5	63
うち、取下げに係る貸付債権	19	259

(当組合ホームページ掲載済です。)

● 地域密着型金融の取り組みについて ●

1. 基本的な考え

当組合では「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17年～18年度)」の主要課題である「事業再生・中小企業金融の円滑化」「経営力強化」「地域の利用者の利便性向上」に基づき、「地域密着型推進計画」に取り組んでまいりました。

「地域密着型金融推進計画」につきましては、平成23年に策定した「第十四次中期2ヶ年計画」の重要な柱として掲げ、次の3つの内容を引き続き「恒久的」かつ「自主的」に取り組んでまいります。

2. 具体的な取り組み計画

(1) 取引先企業の支援強化

- ① 創業・新事業支援
- ② 経営改善支援
- ③ 事業再生支援
- ④ 事業承継支援

(2) 中小企業に適した資金供給方法の徹底

- ① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取り組み
- ② 企業の将来性・技術力を的確に評価できる能力の発揮、人材育成への取り組み

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた同時的、一体的な面的再生への取り組み
- ② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

3. ライフサイクルに応じた取引企業の支援強化

(1) 経営改善支援等の取り組み実績【平成23年4月～平成24年3月】

	期 初 債務者数 A	うち経営改善 支援取り組み先 α	αのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取り組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正 常 先	2,821	67		9	63	2.4%		94.0%
要 注 先	うちその他要注意先	328	157	4	145	47.9%	2.5%	92.4%
	うち要管理先	9	4	0	3	44.4%	0%	100%
破 綻 懸 念 先	27	12	2	10	2	44.4%	16.7%	16.7%
実 質 破 綻 先	115	1	0	1	0	0.9%	0%	0%
破 綻 先	16	0	0	0	0	0%	0%	0%
合 計	3,316	241	6	168	214	7.3%	2.5%	88.8%

(注) 1. 期初債務者は平成23年4月初の債務者数です。

2. 債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

3. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。

4. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

5. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

6. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

(2) 創業・新事業支援融資実績

地域経済の活性化に向けて、新たな事業者の創生や新事業の発生及び現有企業の新たな事業展開へ資するため創業・新事業支援に取り組んでおります。

なお、当組合の平成23年度中の創業・新事業支援への融資の実績は、11件、115百万円です。

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

(3) 担保・保証に過度に依存しない融資への取り組み

中小企業者へ資金供給を円滑にするために、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進しております。保証協会保証・制度資金・各種提携商品等の積極的な取扱を行っております。

平成23年度中の動産・債権譲渡担保融資の実績は、1件 90百万円です。

(注) 1. 「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権およびクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。

3. 動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。

担保・保証に過度に依存しない融資として、山梨県信用保証協会と連携した「オパールαワイド」および「オパールα」の推進を併せて実施いたしました。平成23年度中の実績は2商品で、45件、673百万円です。

(4) コンサルティング機能の発揮への取り組み

「当組合のコンサルティング機能発揮に関する要領」に基づき、経営支援を必要とする取引先に継続的なモニタリング活動を実施しております。経営改善計画書の策定支援等を行い、有効性、実現可能性についても検証しております。

4. 地域活性化につながる多様なサービスの提供

東日本大震災に伴う「災害関連対応窓口」の設置と「災害関連特別融資」の取扱(平成23年3月22日～平成23年12月30日)

「東日本大震災」は、当組合管内にも直接・間接的に影響を受けました。事業者の中には、今後の資金繰り等に支障をきたすことも想定されることから、いち早く「災害関連対応窓口」を設置、支援策として「災害関連特別融資」を提供して円滑な資金繰り支援を行いました。

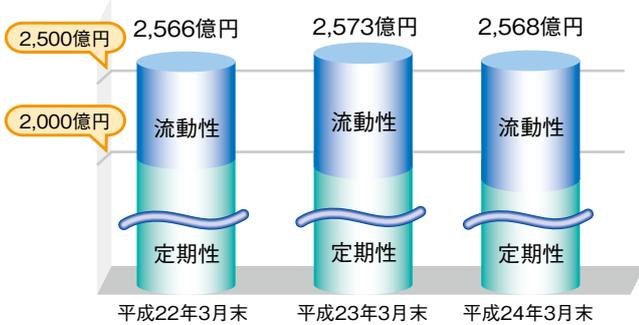
平成23年12月30日までの支援実績は、202件1,393百万円となりました。

※ 併せて、P2～P5「トピックス」、「地域への取り組み」、「地域貢献活動」もご参照ください。

● 当期の業績 ●

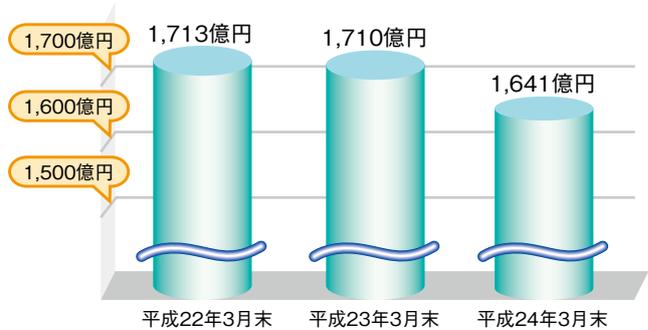
● 預 金 ●

つるしんは、地域のみなさまをはじめ様々な団体等から総額で2,568億円の預金を、主として定期預金のかたちで受け入れております。



● 貸出金 ●

つるしんは、受け入れた預金により1,641億円の貸出を行っています。貸出先は基本的に地域の中小企業先、及び個人の組合員のみなさまが対象であり、中小企業と住民の金融円滑化をお手伝いしております。



● コア業務純益 ●

主として貸出金など資金の運用収益から預金など資金の調達費用を差し引き、「一般貸倒引当金純繰入額」及び「国債等債券関係損益」を除いた実質的な金融機関本来の営業活動による利益のことです。

平成21年度	1,365百万円
平成22年度	1,533百万円
平成23年度	1,350百万円

● 経常利益 ●

金融機関の通常業務による利益のことで「経常収益」から「経常費用」を引いたものです。

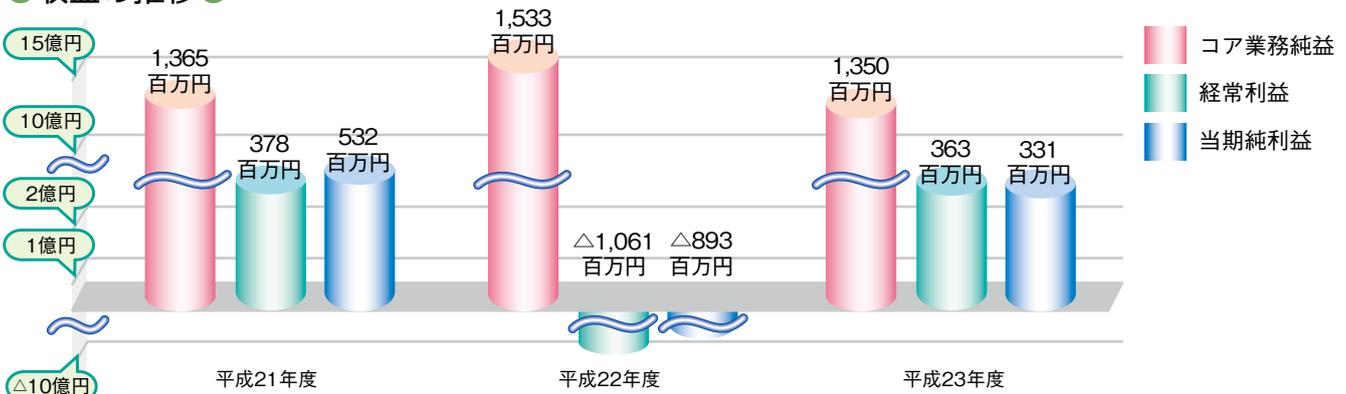
平成21年度	378百万円
平成22年度	△1,061百万円
平成23年度	363百万円

● 当期純利益 ●

「当期純利益」とは「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を控除した後の最終的な利益のことです。

平成21年度	532百万円
平成22年度	△893百万円
平成23年度	331百万円

● 収益の推移 ●

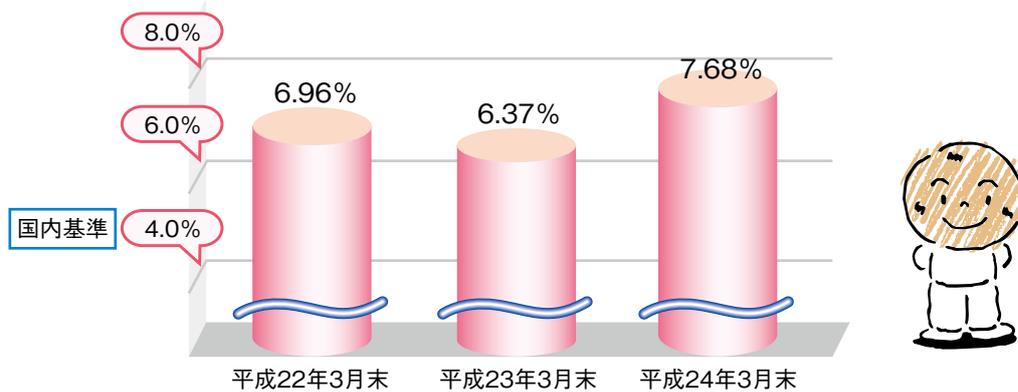


平成23年度は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、自粛ムードと原発事故による計画停電の影響で地域の主力産業である観光関連産業も、修学旅行、インバウンドのキャンセルが相次ぎ大きな打撃を受けました。夏以降についても、急速な円高の進行や欧州債務危機の顕在化等による世界経済減速の影響で景気を持ち直しは緩やかなものとなりました。このような状況下、貸出金残高の減少や市場金利の低下に伴う運用利回りの落ち込みにより業務収益が減少しましたが、国債を中心とした預かり資産の売却や、「がん保険」などの保険商品の窓口販売などに注力し役務収益の増加を図り、また、全役職員が積極的に経費の削減に努めた結果、本業の利益を示すコア業務純益は1,350百万円、経常利益363百万円、当期純利益331百万円を計上することができました。平成24年度につきましては引き続き、なお一層の経営体質強化に力を注ぎ、みなさまに信頼されるつるしんを目指してまいります。

● 経営の健全状況 ●

● 自己資本比率 ●

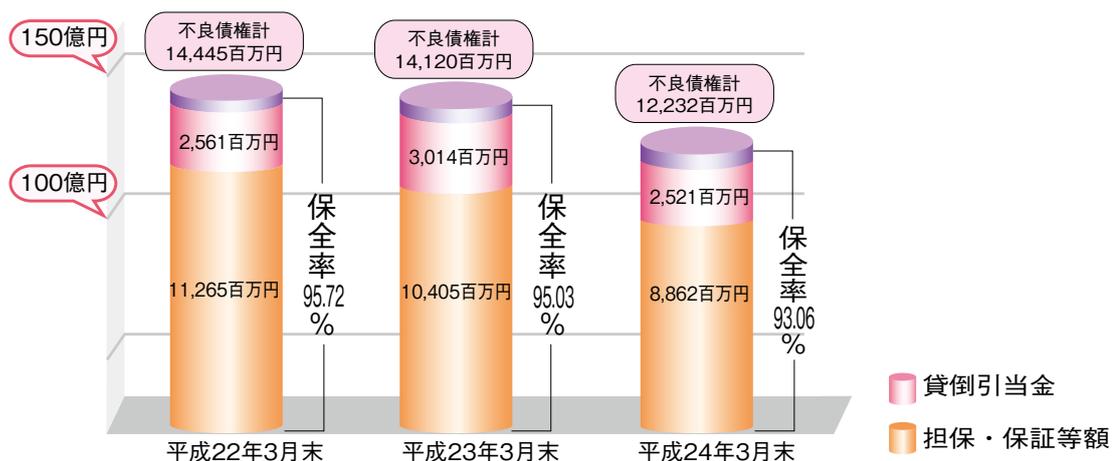
自己資本比率は総資産に対する自己資本の割合を示す比率で、金融機関経営の健全性、安全性を計る重要な指標の1つとされ、海外に営業拠点を持つ金融機関は8.0%以上を、国内のみ営業を行う金融機関は4.0%以上を維持することが求められています。つるしんは国内のみで営業を行う金融機関であり、4.0%以上の自己資本比率が求められておりますが、平成24年3月末の自己資本比率は厳しい経営環境下にあつて、国内基準を安定的に上回る7.68%を確保でき、経営基盤は強固なものとなっております。平成24年度は引き続き自己資本を高め、安心していただけるつるしんを目指してまいります。



● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況(正常債権除く) ●

平成24年3月末の金融再生法上の不良債権は、平成23年3月末と比較して、1,888百万円減少しました。つるしんではこれらの不良債権について積極的な「担保」「保証」「引当金」の増強を行い保全しております。

- (注) 1. 金融再生法開示債権とは、金融再生法に基づき開示が義務付けられている債権です。
 2. 金融再生法開示債権から正常債権を除いた債権が不良債権です。
 3. 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 4. 記載の「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。



● 当組合のあゆみ(沿革) ●



昭和37年 新築移転当時の本店



現在の本店

- 昭和27年(1952年)3月
山梨県認可第1号信用組合として富士吉田市下吉田38番地にて都留信用組合創業
初代組合長 渡邊 新
- 昭和28年(1953年)3月
北都留郡上野原町上野原2026番地にて上野原信用組合創業
- 昭和28年(1953年)7月
本店新築移転(富士吉田市下吉田294番地へ)
- 昭和37年(1962年)5月
現本店を現在地に新築移転
- 昭和45年(1970年)5月
石原茂専務理事が理事長に就任
- 昭和46年(1971年)12月
本店ビル増改築
- 昭和52年(1977年)6月
預金500億円達成
- 昭和54年(1979年)6月
預金オンラインシステム稼働
- 昭和56年(1981年)10月
融資オンラインシステム稼働
- 昭和57年(1982年)9月
預金1000億円達成
- 昭和59年(1984年)4月
為替オンラインシステム稼働
- 昭和63年(1988年)12月
石原茂理事長退任、理事会長へ、新理事長に渡邊彬就任
- 平成元年(1989年)7月
鳴沢村指定金融機関業務取扱開始
- 平成3年(1991年)3月
預金2000億円達成
- 平成3年(1991年)5月
新事務センター完成
- 平成6年(1994年)8月
都留信用組合と上野原信用組合が合併し『都留信用組合』として新たにスタートする
- 平成10年(1998年)5月
信組共同センターへ加盟
- 平成16年(2004年)10月
四方津支店を上野原支店に統合
- 平成17年(2005年)10月
富浜支店を猿橋支店に統合
- 平成19年(2007年)6月
渡邊彬理事長退任、理事会長へ、新理事長に渡邊征夫就任
- 平成20年(2008年)9月
為替代行発信(OCR) 新システムスタート
- 平成20年(2008年)12月
河口湖北支店を河口湖支店に統合
- 平成21年(2009年)9月
大月西支店を大月支店に統合
- 平成22年(2010年)12月
渡邊征夫理事長退任、新理事長に細田幸次就任
- 平成23年(2011年)2月
道志村指定金融機関業務取扱開始

役員一覧



理事会長 渡邊 彬



理事長 細田 幸次

理事会長 ————— 渡邊 彬

理事長 ————— 細田 幸次

専務理事 ————— 小林 和成

常務理事 ————— 石原 正男

常務理事 ————— 宮下 米夫

常勤理事 ————— 天野 一則

理 事 ————— 井出 隆(※)

理 事 ————— 渡辺兼二郎(※)

理 事 ————— 谷内 邦男(※)

理 事 ————— 青木 光昭(※)

理 事 ————— 小林 正民(※)

常勤監事 ————— 小俣 洋史

常勤監事 ————— 伊藤 正樹

員外監事 ————— 鈴木 宏

(平成24年6月末現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



組合員の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
個 人	44,201	44,943
法 人	2,724	2,726
合 計	46,925	47,669

今年の事業報告

「経営環境」

平成23年度のが国経済を振り返りますと、東日本大震災により深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートとなりました。その後、懸命の復旧・復興努力によりサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州債務危機の顕在化等による世界経済減速の影響で景気の持ち直しは緩やかなものとなりました。

こうした状況下、平成23年の貿易収支は、震災後の部品不足が輸出の足かせとなったほか欧州債務危機や円高が輸出を下押しする一方、輸入は火力発電用燃料の急増等により31年ぶりの赤字となりました。

一方、金融機関を取り巻く金融環境は、資金需要の低迷等、厳しい状況が続きました。こうした中、平成24年3月末までの時限措置となっている「中小企業金融円滑化法」がさらに1年再延長され、今後、金融機関による経営改善計画の策定支援等、より一層のコンサルティング機能の発揮が求められることとなりました。

「業況」

当組合の主たる取引先である中小零細事業者の業況については、内需低迷が続く中で、売上の減少と販売価格低下に加え、特に製造業にあっては円高の悪影響もあって、発注元が生産拠点を海外に移したことなどにより経営状況、資金繰りともに悪化し非常に厳しい状況が続きました。

こうした状況の下、貸出金につきましては、事業性融資が景気低迷による資金需要の落ち込みから大幅に減少したことや、住宅ローンの新築案件の減少などにより前期末に比べ68億2千3百万円減少の1,641億9千4百万円となりました。

預金につきましては、年金振込件数が9年連続純増1,000件を達成したことで年金の歩留まりが預金増加に寄与した一方、お客さまに効果的な資産運用を提供することを目的に展開しました預かり資産（国債・投信など）の増強運動において、その原資の殆どが預金から振り替えられたことなどが要因となって前期末に比べ5億3千8百万円減少の2,568億1千9百万円となりました。

「収益」

損益につきましては、貸出金残高の減少や市場金利の低下に伴う運用利回りの落ち込みにより業務収益が大幅に減少しましたが、預金利回りの低下や全役職員が積極的に経費節減に取り組んだ結果、業務純益は前期末並みの15億2千8百万円となりました。また、取引先の倒産や、「担保物件取扱要領」の改正に伴う担保価格の評価減による個別貸倒引当金の積み増しなどがありましたが、当期純利益は3億3千1百万円を確保することができました。

さて、平成24年度を展望しますと、政府による本格的な復興施策の集中的な推進により着実な需要の発掘と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するものと期待されております。世界経済についても欧州債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化するならば、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待されることなどから、わが国の景気は緩やかに回復していくと見込まれております。

一方で、欧州債務危機の深刻化等を背景とした海外経済のさらなる下振れや電力供給の制約等から先行きは楽観できないとされ、中小零細事業者や地域に暮らす生活者の先行きは不透明なことから、地域経済を支える協同組織金融機関として、引き続きその使命・役割を果たしていく必要があり、このためにも役職員一丸となり経営基盤の強化、内部管理態勢の整備・充実による一層の経営の健全性の維持・確保に努め、地域の皆様に貢献できるよう努力してゆく所存であります。

Tsurushin Report 2012

DATA データ編

経理・経営内容	14
資金調達	20
資金運用	21
その他の業務	24
内部監査有効性の確認と法定監査状況	24
バーゼルⅡ第3の柱の開示項目	25
有価証券の時価等情報	31

(注)

1. 本文記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差し引きした数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なしを表しています。

Business and outline 業務と概要編

主な事業の内容	32
主要な商品・各種サービスのご案内	39
投資信託・保険・共済商品のご案内	42
事業の組織	43
総代会等に関する情報開示	44
つるしんネットワーク	46

● 経理・経営内容 ●

● 貸借対照表

(単位：千円)

資 産	平成22年度	平成23年度
現 金	3,997,532	3,385,855
預 け 金	68,311,069	81,853,079
コ ー ル ロ ー ン	2,000,000	—
有 価 証 券	21,496,055	15,107,789
国 債	6,735,350	4,153,660
地 方 債	3,016,387	2,150,672
社 債	9,073,308	6,667,155
株 式	242,984	209,572
その他の証券	2,428,026	1,926,730
貸 出 金	171,017,140	164,194,129
割 引 手 形	992,106	1,286,349
手 形 貸 付	17,025,627	11,788,246
証 書 貸 付	148,480,367	147,016,539
当 座 貸 越	4,519,038	4,102,993
そ の 他 資 産	2,304,822	2,131,082
未 決 済 為 替 貸	12,885	20,203
全信組連出資金	697,700	697,700
未 収 収 益	721,533	678,206
その他の資産	872,703	734,972
有 形 固 定 資 産	3,336,859	3,177,432
建 物	1,519,716	1,420,036
土 地	1,491,351	1,491,351
リ ー ス 資 産	116,991	70,928
その他の有形固定資産	208,799	195,116
無 形 固 定 資 産	147,604	153,981
ソ フ ト ウ ェ ア	6,493	4,035
リ ー ス 資 産	963	9,978
その他の無形固定資産	140,147	139,967
繰 延 税 金 資 産	265,988	260,594
債 務 保 証 見 返	425,133	376,129
貸 倒 引 当 金	△ 3,643,867	△ 3,206,778
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,960,771)	(△ 2,469,041)
合 計	269,658,339	267,433,296

(単位：千円)

負債及び純資産	平成22年度	平成23年度
預 金 積 金	257,357,328	256,819,094
当 座 預 金	2,436,756	2,619,296
普 通 預 金	75,810,126	80,107,399
貯 蓄 預 金	698,959	697,311
通 知 預 金	351,326	630,140
定 期 預 金	157,243,394	155,094,461
定 期 積 金	20,029,090	17,222,811
その他の預金	787,675	447,674
借 用 金	3,000,000	—
当 座 借 越	3,000,000	—
そ の 他 負 債	693,902	551,548
未 決 済 為 替 借	23,111	46,946
未 払 費 用	184,980	151,279
給 付 補 填 備 金	115,641	43,345
未 払 法 人 税 等	—	5,830
前 受 収 益	43,558	29,760
払 戻 未 済 金	22,934	8,984
職 員 預 り 金	97,822	98,662
リ ー ス 債 務	132,002	94,760
資 産 除 去 債 務	44,371	45,090
その他の負債	29,481	26,888
賞 与 引 当 金	90,000	90,000
退 職 給 付 引 当 金	502,409	516,217
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135,928	139,763
偶 発 損 失 引 当 金	19,323	42,548
そ の 他 の 引 当 金	522	717
債 務 保 証	425,133	376,129
負 債 の 部 合 計	262,224,548	258,536,019
(純資産の部)		
出 資 金	3,058,799	4,253,847
普 通 出 資 金	3,058,799	4,253,847
利 益 剰 余 金	4,194,709	4,465,038
利 益 準 備 金	930,273	942,508
その他利益剰余金	3,264,435	3,522,529
特 別 積 立 金	3,730,000	3,130,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 465,564	392,529
組 合 員 勘 定 計	7,253,508	8,718,885
その他有価証券評価差額金	180,281	178,391
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	180,281	178,391
純 資 産 の 部 合 計	7,433,790	8,897,277
合 計	269,658,339	267,433,296

● 経理・経営内容 ●

● 貸借対照表 注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,467百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職引当に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存期間内の一定年数（4年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	283,181百万円
年金財政計算上の給付債務の額	334,799百万円
差引額	△51,618百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（平成22年4月分～平成23年3月分） 1.952%
 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,916百万円及び繰越不足金36,701百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金195百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- その他の引当金は、利益計上した未払配当金について出資者からの請求による支払いに備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 50百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 380百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 670百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,577百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,292百万円、延滞債権額は10,178百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息

- 不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は10百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は434百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,915百万円あります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 平成21年4月1日以前のリース契約を通常の賃貸借取引に準じて会計処理しており、貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 - 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、1,286百万円あります。

担保に提供している資産	預け金	4,500百万円
	有価証券	1,100百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引等のために定期預金7,453百万円を担保として提供しております。
 - 出資1口当たりの純資産額は2,091円58銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

仕組債については、利息が為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理方針・信用リスク管理規程及び問題債権の管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及び債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や融資審査委員会及び理事会を開催し、審査・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部及び債権管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、金融市場部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、ALMシステムや証券管理システムによって金利の変動リスクを管理しております。

日常的には経営管理において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程及び資金運用基準に従い行われております。

このうち、金融市場部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

金融市場部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部門を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

● 経理・経営内容 ●

● 貸借対照表 注記事項

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、395百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	81,853	82,196	343
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,700	1,383	△ 316
その他有価証券	13,371	13,371	—
(3) 貸出金 (*1)	164,194		
貸倒引当金 (*2)	△ 3,206		
	160,987	165,910	4,922
金融資産計	257,911	262,860	4,949
(1) 預金積金 (*1)	256,819	256,522	△ 296
金融負債計	256,819	256,522	△ 296

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR・SWAP）で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR・SWAP）で割引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	36
組 合 出 資 金	699
合 計	735

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（金信相連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	99	107	7
社 債	—	—	—
そ の 他	500	506	6
小 計	599	614	14

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,100	769	△ 330
小 計	1,100	769	△ 330
合 計	1,700	1,383	△ 316

- (注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	53	50	3
債 券	12,386	12,119	267
国 債	4,153	4,053	100
地 方 債	2,050	1,999	51
社 債	6,182	6,066	115
そ の 他	301	294	6
小 計	12,741	12,463	277

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	119	142	△ 23
債 券	485	493	△ 8
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	485	493	△ 8
そ の 他	25	30	△ 5
小 計	629	667	△ 37
合 計	13,371	13,131	239

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 31. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

売却価額	売却益	売却損
7,100	241	25

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,305	6,736	4,928	—
国 債	—	2,300	1,853	—
地 方 債	—	—	2,150	—
社 債	1,305	4,436	925	—
そ の 他	99	401	—	1,300
合 計	1,405	7,137	4,929	1,300

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,667百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが12,667百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来31.06%から、平成24年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については27.41%に、その他有価証券の時価評価に係る一時差異については、解消見込み年度が特定できないため、3年間の復興特別法人税の課税が終了した後の税率となる25.57%となります。この税率変更により、繰延税金資産は43百万円減少、繰延税金負債は13百万円減少し、その他有価証券評価差額金は13百万円増加し、法人税等調整額は43百万円増加しております。

34. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,473百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	197
繰越欠損金	193
その他	262
繰延税金資産小計	5,126
評価性引当額	△4,797
繰延税金資産合計	328
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	61
資産除去債務	6
繰延税金負債合計	68
繰延税金資産（純額）	260百万円

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来31.06%から、平成24年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については27.41%に、その他有価証券の時価評価に係る一時差異については、解消見込み年度が特定できないため、3年間の復興特別法人税の課税が終了した後の税率となる25.57%となります。この税率変更により、繰延税金資産は43百万円減少、繰延税金負債は13百万円減少し、その他有価証券評価差額金は13百万円増加し、法人税等調整額は43百万円増加しております。

35. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

● 経理・経営内容 ●

● 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	6,056,906	5,950,978
資 金 運 用 収 益	5,410,127	5,045,875
貸 出 金 利 息	4,606,688	4,384,026
預 け 金 利 息	463,389	378,359
コールローン利息	3,928	1,755
有価証券利息配当金	308,209	253,810
その他の受入利息	27,912	27,923
役 務 取 引 等 収 益	349,997	328,332
受入為替手数料	119,234	114,148
その他の役務収益	230,763	214,183
そ の 他 業 務 収 益	267,196	289,882
国債等債券売却益	183,187	229,744
国債等債券償還益	12,104	8,628
その他の業務収益	71,904	51,509
そ の 他 経 常 収 益	29,584	286,888
償却債権取立益		253,763
株式等売却益	5,980	11,616
その他の経常収益	23,604	21,508
経 常 費 用	7,118,260	5,587,875
資 金 調 達 費 用	322,470	201,020
預 金 利 息	252,088	157,223
給付補填備金繰入額	58,901	33,566
借 用 金 利 息	26	-
その他の支払利息	11,453	10,230
役 務 取 引 等 費 用	254,057	262,042
支払為替手数料	43,936	44,457
その他の役務費用	210,120	217,585
そ の 他 業 務 費 用	14,496	6,197
国債等債券売却損	13,953	5,733
その他の業務費用	543	464
経 費	3,723,921	3,627,714
人 件 費	2,438,742	2,395,300
物 件 費	1,237,986	1,188,975
税 金	47,192	43,438
そ の 他 経 常 費 用	2,803,314	1,490,899
貸倒引当金繰入額	2,503,789	1,415,152
貸 出 金 償 却	234,748	4,120
株式等売却損	29,362	20,212
その他資産償却	8,020	-
その他の経常費用	27,393	51,413
経 常 利 益	△ 1,061,353	363,103
特 別 利 益	219,740	-
償却債権取立益	219,740	
特 別 損 失	21,680	696
固 定 資 産 処 分 損	2,988	511
減 損 損 失	1,601	185
その他の特別損失	17,091	-
税引前当期純利益	△ 863,293	362,407
法人税・住民税及び事業税	7,472	5,570
法人税等調整額	23,160	25,332
法人税等合計	30,633	30,902
当 期 純 利 益	△ 893,926	331,504
繰 越 金	428,362	61,025
当期末処分剰余金	△ 465,564	392,529

● 損益計算書 注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 7百万円
子会社等との取引による費用総額 176百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 81円32銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損 失
富士吉田市内	遊休資産	その他の有形固定資産	185
合 計	-	-	185

営業用資産については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)等に基づき算定しております。

● 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剰余金	△ 465,564	392,529
積 立 金 取 崩 額	600,000	-
剰 余 金 処 分 額	73,410	160,144
利 益 準 備 金	12,235	39,252
普通出資に対する配当金	61,175 (年2%の割合)	120,891 (年3%の割合)
優先出資に対する配当金	- (-円につき -円の割合)	- (-円につき -円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	- (-円につき -円の割合)	- (-円につき -円の割合)
繰越金(当期末残高)	61,025	232,385



● 経理・経営内容 ●

● 主要な経営指標の推移

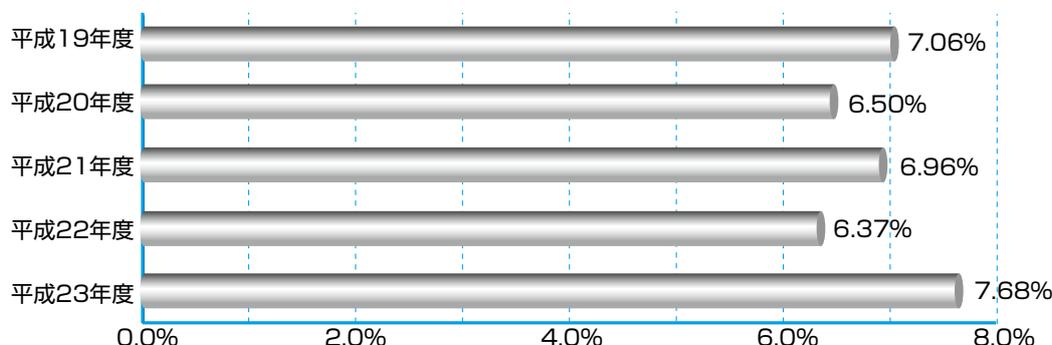
(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経 常 収 益	6,000,682	6,174,797	6,351,339	6,056,906	5,950,978
経 常 利 益	△ 1,214,276	△ 1,297,988	378,623	△ 1,061,353	363,103
当 期 純 利 益	△ 1,132,959	△ 1,209,372	532,481	△ 893,926	331,504
預 金 積 金 残 高	256,345,188	256,836,212	256,635,564	257,357,328	256,819,094
貸 出 金 残 高	169,930,242	172,793,318	171,322,277	171,017,140	164,194,129
有 価 証 券 残 高	8,720,663	15,711,023	23,438,880	21,496,055	15,107,789
総 資 産 額	267,931,856	266,880,814	267,415,853	269,658,339	267,433,296
純 資 産 額	8,910,387	7,646,529	8,410,008	7,433,790	8,897,277
自己資本比率(単体)	7.06%	6.50%	6.96%	6.37%	7.68%
出 資 総 額	3,069,633	3,082,034	3,081,080	3,058,799	4,253,847
出 資 金 口 数	3,069,633 口	3,082,034 口	3,081,080 口	3,058,799 口	4,253,847 口
出資に対する配当金	61,217	30,738	61,580	61,175	120,891
職 員 数	352 人	356 人	352 人	351 人	347 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 職員数については平成19年度末より期末日付で退職した職員を含めず表示しております。

[自己資本比率の推移]



● オフバランス取引の状況

該当事項なし

● 先物取引の時価情報

該当事項なし

● 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回(a)	2.04	1.90
資金調達原価率(b)	1.55	1.46
総資金利鞘(a-b)	0.49	0.44

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	△ 0.39%	0.13%
総資産当期純利益率	△ 0.33%	0.12%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度	
預貸率	(期 末)	66.45	63.93
	(期中平均)	65.58	63.81
預証率	(期 末)	8.35	5.88
	(期中平均)	8.30	7.14

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● その他の業務収益の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	183,187	229,744
国債等債券償還益	12,104	8,628
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	71,904	51,509
合 計	267,196	289,881

● 1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
1店舗当りの預金残高	11,698,060	11,673,595
1店舗当りの貸出金残高	7,773,506	7,463,369

● 職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
職員1人当りの預金残高	733,211	742,251
職員1人当りの貸出金残高	487,228	474,549

● 経理・経営内容

● 経費の内訳

(単位：千円)

項目		平成22年度	平成23年度
人	報酬給料手当	2,438,742	2,395,300
	退職給付費用	1,871,137	1,821,678
	その他	314,418	331,232
物	事務費	253,186	242,390
	固定資産費	1,237,986	1,188,975
	事業費	492,031	455,992
	人事厚生費	208,159	208,301
	減価償却費	108,760	96,870
	その他	24,327	26,080
税金	189,116	185,100	
合計	215,591	216,629	
	47,192	43,438	
	3,723,921	3,627,714	

● 粗利益

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度
資金運用収益	5,410,127	5,045,875
資金調達費用	322,470	201,020
資金運用収支	5,087,657	4,844,855
役員取引等収益	349,997	328,332
役員取引等費用	254,057	262,042
役員取引等収支	95,940	66,289
その他業務収益	267,196	289,882
その他業務費用	14,496	6,197
その他業務収支	252,699	283,684
業務粗利益	5,436,298	5,194,829
業務粗利益率	2.05%	1.95%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

● 役員取引の状況

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度
役員取引等収益	349,997	328,332
受入為替手数料	119,234	114,148
その他の受入手数料	225,622	208,505
その他の役員取引等収益	5,140	5,678
役員取引等費用	254,057	262,042
支払為替手数料	43,936	44,457
その他の支払手数料	2,298	2,645
その他の役員取引等費用	207,822	214,939

● 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
受取利息の増減	△ 237,205	△ 364,252
支払利息の増減	△ 229,546	△ 121,450

● 業務純益及びコア業務純益

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
業務純益	1,542,684	1,528,543
コア業務純益	1,533,435	1,350,544

(注) 「業務純益」=「業務収益」-「業務費用」

「コア業務純益」=「業務純益」+「一般貸倒引当金繰入額」-「国債等債券関係損益」

● 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	平成22年度	263,959	5,410,127	2.05
	平成23年度	265,117	5,045,875	1.90
うち貸出金	平成22年度	170,223	4,606,688	2.70
	平成23年度	166,055	4,384,026	2.64
うち預け金	平成22年度	69,709	463,389	0.66
	平成23年度	79,055	378,359	0.47
うちコールローン等	平成22年度	1,761	3,928	0.22
	平成23年度	765	1,755	0.22
うち有価証券	平成22年度	21,567	308,209	1.42
	平成23年度	18,604	253,810	1.36
資金調達勘定	平成22年度	259,796	322,470	0.12
	平成23年度	260,438	201,020	0.07
うち預金積金	平成22年度	259,543	310,990	0.12
	平成23年度	260,221	190,790	0.07
うち譲渡性預金	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
うち借入金	平成22年度	8	26	0.32
	平成23年度	—	—	—

● 経理・経営内容 ●

● 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

区 分	平成22年度					平成23年度				
	取得原価	時 価	評価損益	うち益	うち損	取得原価	時 価	評価損益	うち益	うち損
満期保有目的債券	2,900	2,528	△ 372	11	383	1,700	1,383	△ 316	14	330
その他有価証券	18,334	18,595	261	324	63	13,167	13,407	239	277	37
うち株式	272	242	△ 29	5	34	229	209	△ 20	3	23
うち債券	17,544	17,826	281	304	23	12,612	12,871	258	267	8
うちその他	518	527	9	15	6	325	326	0	6	5
有価証券合計	21,234	21,123	△ 111	335	446	14,868	14,791	△ 77	291	368
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 有価証券の評価は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。詳細につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。

2. デリバティブ等商品の取り扱いはありません。

● 資金調達 ●

● 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	78,886,954	30.4	83,626,750	32.1
定期性預金	180,161,175	69.4	176,020,916	67.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	495,298	0.2	573,959	0.2
合 計	259,543,428	100.0	260,221,626	100.0

● 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個人	215,053,064	83.6	213,390,777	83.0
法人	42,304,264	16.4	43,428,316	16.9
一般法人等	30,029,790	11.7	31,034,040	12.0
金融機関	653,268	0.2	703,598	0.2
公 金	11,621,206	4.5	11,690,678	4.5
合 計	257,357,328	100.0	256,819,094	100.0

● 定期預金残高の内訳

(単位：千円)

種 別	平成22年度	平成23年度
	金 額	金 額
固定自由金利定期預金	157,232,874	155,084,115
変動自由金利定期預金	10,520	10,346
そ の 他	—	—
合 計	157,243,394	155,094,461

(注) 1. 固定自由金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

2. 変動自由金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

● 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
財形貯蓄残高	241,355	227,323

● 資金運用 ●

● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	952,755	0.6	1,015,458	0.6
手 形 貸 付	17,888,139	10.5	14,288,720	8.6
証 書 貸 付	146,863,537	86.3	146,610,922	88.3
当 座 貸 越	4,518,912	2.6	4,140,156	2.5
合 計	170,223,345	100.0	166,055,258	100.0

● 貸出金固定・変動金利別残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
固 定 金 利	100,228,096	94,304,112
変 動 金 利	10,093,385	10,840,153
そ の 他	60,695,658	59,049,863
合 計	171,017,140	164,194,129

● 貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	4,235,391	2.4	3,691,280	2.2
有 価 証 券	9,008	0.0	32,696	0.0
動 産	10,963	0.0	9,641	0.0
不 動 産	92,378,133	54.0	87,338,031	53.2
そ の 他	—	—	—	—
小 計	96,633,498	56.5	91,071,651	55.4
信用保証協会・信用保険	49,148,426	28.7	49,101,440	29.9
保 証	5,245,243	3.1	4,435,549	2.7
信 用	19,989,973	11.7	19,585,488	11.9
合 計	171,017,140	100.0	164,194,129	100.0

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
当 組 合 等 預 金 積 金	17,162	28,925
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	328,051	304,494
そ の 他	—	—
小 計	345,213	333,419
信用保証協会・信用保険	10,220	7,249
保 証	66,414	32,672
信 用	3,284	2,786
合 計	425,133	376,126

● 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	79,155,273	46.2	74,543,870	45.3
設 備 資 金	91,861,867	53.7	89,650,259	54.6
合 計	171,017,140	100.0	164,194,129	100.0

● 資金運用

● 貸出金業種残高・構成比

(単位：千円)

業種別	平成22年度			平成23年度		
	貸出先数	金額	構成比	貸出先数	金額	構成比
製造業	664	15,907,597	9.30%	621	14,324,632	8.72%
農業、林業	84	804,473	0.47%	83	719,871	0.43%
漁業	4	116,638	0.06%	4	121,278	0.07%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	3,593	0.00%	5	1,706	0.00%
建設業	779	16,356,767	9.56%	778	14,919,153	9.08%
電気、ガス、熱供給、水道業	11	78,716	0.04%	8	45,610	0.02%
情報通信業	15	756,557	0.44%	15	689,670	0.42%
運輸業、郵便業	45	391,034	0.22%	42	419,032	0.25%
卸売業、小売業	646	13,532,463	7.91%	615	12,591,244	7.66%
金融業、保険業	1	500,000	0.29%	1	500,000	0.30%
不動産業	189	13,259,458	7.75%	234	14,273,686	8.69%
物品賃貸業	9	435,502	0.25%	6	399,567	0.24%
学術研究、専門・技術サービス業	4	64,497	0.03%	6	54,767	0.03%
宿泊業	70	7,508,287	4.39%	70	7,597,763	4.62%
飲食業	273	3,199,066	1.87%	274	3,157,337	1.92%
生活関連サービス業、娯楽業	34	2,499,996	1.46%	41	2,361,789	1.43%
教育、学習支援業	1	9,395	0.00%	4	202,509	0.12%
医療、福祉	10	356,310	0.20%	9	944,641	0.57%
その他のサービス	546	9,823,625	5.74%	559	9,757,926	5.94%
その他の産業	13	993,944	0.58%	13	735,139	0.44%
小計	3,406	86,597,921	50.63%	3,388	83,817,320	51.04%
地方公共団体	9	16,787,941	9.81%	10	16,667,506	10.15%
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,239	67,631,278	39.54%	11,854	63,709,303	38.80%
合計	15,654	171,017,140	100.00%	15,252	164,194,129	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成22年度は改定後の日本産業分類に準じて区分しております。

● 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	6,663,396	30.9	5,172,797	27.8
地方債	2,297,518	10.7	2,607,811	14.0
短期社債	4,931	0.0	—	—
社債	9,614,278	44.6	8,469,483	45.5
株式	309,434	1.4	217,889	1.2
その他の証券	2,677,495	12.4	2,136,963	11.5
貸付有価証券	—	—	—	—
合計	21,567,054	100.0	18,604,945	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

● 有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合計
	平成22年度	—	—	1,664,740	1,488,100	3,582,510	—	
地方債	—	—	—	99,967	2,916,420	—	—	3,016,387
社債	2,707,588	2,911,794	2,341,986	401,830	710,110	—	—	9,073,308
株式	—	—	—	—	—	—	242,984	242,984
その他	100,182	501,080	—	—	—	1,600,240	226,524	2,428,026
合計	2,807,770	3,412,874	4,006,726	1,989,897	7,209,040	1,600,240	469,508	21,496,055
平成23年度	—	826,220	1,473,880	—	1,853,560	—	—	4,153,660
地方債	—	—	—	205,552	1,945,120	—	—	2,150,672
社債	1,305,680	3,532,515	903,510	197,600	727,850	—	—	6,667,155
株式	—	—	—	—	—	—	209,572	209,572
その他	99,526	401,870	—	—	—	1,300,240	125,094	1,926,730
合計	1,405,206	4,760,605	2,377,390	403,152	4,526,530	1,300,240	334,666	15,107,789

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	7,801,389	12.9	7,817,330	13.1
住宅ローン	52,511,967	87.1	52,083,263	86.9
合計	60,313,356	100.0	59,900,593	100.0

● 資金運用 ●

● リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	平成22年度	1,525,722	1,254,643	271,079	100.00%
	平成23年度	1,292,227	1,005,215	287,011	100.00%
延滞債権	平成22年度	11,642,199	8,433,157	2,689,692	95.53%
	平成23年度	10,178,148	7,385,055	2,022,882	92.43%
3ヶ月以上延滞債権	平成22年度	141,613	129,954	11,659	100.00%
	平成23年度	10,362	6,915	1,228	78.58%
貸出条件緩和債権	平成22年度	516,711	292,911	42,540	64.92%
	平成23年度	434,833	149,197	51,553	46.16%
合計	平成22年度	13,826,247	10,110,667	3,014,971	94.93%
	平成23年度	11,915,571	8,546,383	2,362,677	91.55%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	10,552,752	8,442,307	2,110,445	10,552,752	100.00%	100.00%
	平成23年度	9,027,167	7,228,685	1,798,481	9,027,167	100.00%	100.00%
危険債権	平成22年度	2,909,713	1,540,037	850,326	2,390,363	82.15%	62.08%
	平成23年度	2,759,996	1,478,023	670,559	2,148,582	77.84%	52.30%
要管理債権	平成22年度	658,325	422,866	54,199	477,065	72.46%	23.01%
	平成23年度	445,196	156,112	52,782	208,894	46.92%	18.25%
不良債権計	平成22年度	14,120,791	10,405,210	3,014,971	13,420,181	95.03%	81.14%
	平成23年度	12,232,360	8,862,820	2,521,823	11,384,644	93.06%	74.84%
正常債権	平成22年度	157,816,518					
	平成23年度	152,929,614					
合計	平成22年度	171,937,309					
	平成23年度	165,161,974					
		不良債権比率		平成22年度	8.21%		
				平成23年度	7.40%		

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
3. 「要管理債権」とは、要管理先に対する債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

● 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	683,096	172,089	737,737	54,641
個別貸倒引当金	2,960,771	453,980	2,469,041	△ 491,730
貸倒引当金合計	3,643,867	626,069	3,206,778	△ 437,089

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

● 貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	2,112,469 (234,748)	1,856,362 (4,120)

(注)カッコ内の数字は、目的使用による取崩額を相殺した後の金額で、損益計算書の貸出金償却の額と一致します。

● その他の業務 ●

● 代理貸付残高の内訳

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
全国信用協同組合連合会	13,585	0.5	10,892	0.5
商工組合中央金庫	—	—	—	—
(株)日本政策金融公庫	638,350	25.8	590,541	28.1
独立行政法人住宅金融支援機構	1,745,257	70.5	1,438,361	68.4
年金資金運用基金	30,262	1.2	21,429	1.0
雇用・能力開発機構	—	—	—	—
社会福祉・医療事業団	47,775	1.9	42,875	2.0
その他の	—	—	—	—
合 計	2,475,230	100.0	2,104,099	100.0

● 公共債引受額

(単位:千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
国 債	—	—

(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

● 公共債窓販実績

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度
国債・その他公共債	1,242,180	2,031,150

● 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	146,497	102,185	146,220	104,262	146,397	100,968
	他の金融機関から	240,937	104,177	238,716	111,576	237,120	111,213
代金取立	他の金融機関向け	1,571	859	1,435	813	1,127	689
	他の金融機関から	1,159	220	943	209	874	203

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 外貨建資産残高

(単位:米ドル)

	平成22年度	平成23年度
外貨建資産残高	3,086	8,043

● 当組合の子会社

該当事項なし

● 内部監査有効性の確認と法定監査状況 ●

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月25日

都留信用組合

理事長

細田幸次



法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目

自己資本の構成に関する事項

自己資本の充実の状況(単体自己資本比率)

(単位:百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	3,058	4,253
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 準 備 金	942	981
特 別 積 立 金	3,130	3,130
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	61	232
そ の 他	—	—
自 己 優 先 出 資 (△)	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—
基 本 的 項 目 計 (A)	7,192	8,597
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	683	737
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—	—
補 完 的 項 目 計 (B)	683	737
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	7,875	9,335
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 じ る も の	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—	—
控 除 項 目 計 (D)	—	—
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	7,875	9,335
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	113,447	111,374
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	328	282
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,816	9,746
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	123,592	121,404
単 体 T i e r 1 比 率 (A / F)	5.81%	7.08%
単 体 自 己 資 本 比 率 (E / F)	6.37%	7.68%

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。
なお、当組合は国内基準を採用しております。

● バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目 ●

単体における事業年度の開示事項

●自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成23年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	113,775	4,551	111,657	4,466
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	113,775	4,551	111,657	4,466
(i) ソブリン向け	82	3	91	3
(ii) 金融機関向け	15,320	612	17,612	704
(iii) 法人等向け	26,464	1,058	23,001	920
(iv) 中小企業等・個人向け	33,305	1,332	30,928	1,237
(v) 抵当権付住宅ローン	14,496	579	14,165	566
(vi) 不動産取得等事業向け	4,342	173	6,779	271
(vii) 3ヶ月以上延滞等	6,837	273	5,496	219
(viii) その他	12,927	517	13,580	543
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	9,816	392	9,746	389
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	123,592	4,943	121,404	4,856

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、取立未済手形、信用保証協会による保証付融資、出資等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15\%}} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も減少し、ほとんど依存していません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念を、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めて準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「(資産の自己査定基準に伴う)償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	22年度		23年度		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券(国内)		債券(国外)			
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
国 内	270,687	270,430	171,937	165,161	18,521	12,704	—	—	26	25	10,389	9,080
国 外	2,385	1,894	—	—	—	—	2,385	1,894	—	—	—	—
地 域 別 合 計	273,072	270,430	171,937	165,161	18,521	12,704	2,385	1,894	26	25	10,389	9,080
製 造 業	21,934	20,098	18,259	16,501	3,636	3,540	—	—	—	—	562	451
農 業	896	832	896	832	—	—	—	—	—	—	0	—
林 業	333	272	333	272	—	—	—	—	—	—	—	72
漁 業	141	144	141	144	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	30	23	30	23	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	20,425	19,091	20,425	19,091	—	—	—	—	—	—	2,235	2,342
電気・ガス・熱供給・水道業	92	59	92	59	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,141	964	785	713	299	199	—	—	—	—	—	25
運 輸 業	1,027	912	827	812	199	100	—	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	16,591	15,648	15,791	14,840	499	499	300	300	—	—	1,529	1,429
金 融 ・ 保 険 業	74,925	85,133	501	501	2,586	1,094	1,385	1,594	—	—	—	—
不 動 産 業	14,326	15,283	13,726	14,883	599	400	—	—	—	—	2,650	1,938
各 種 サ ー ビ ス	29,499	29,584	29,398	29,483	99	99	—	—	—	—	2,960	2,430
国・地方公共団体等	28,093	23,526	16,792	16,757	10,599	6,768	700	—	—	—	—	—
個 人	52,939	49,508	52,939	49,508	—	—	—	—	—	—	447	390
そ の 他	10,673	9,345	994	735	—	—	—	—	26	25	—	—
業 種 別 合 計	273,072	270,430	171,937	165,161	18,521	12,704	2,385	1,894	26	25	10,389	9,080
1 年 以 下	52,111	65,093	17,091	13,270	2,694	1,299	99	97	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	32,241	32,582	11,687	12,127	2,859	4,276	494	400	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	32,979	26,496	14,273	14,669	3,928	2,326	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	16,662	17,081	14,711	16,684	1,950	397	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	39,864	32,568	32,776	28,163	7,087	4,404	—	—	—	—	—	—
10 年 超	74,080	73,962	72,480	72,662	—	—	1,600	1,300	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,452	14,060	8,916	7,583	—	—	191	96	26	25	—	—
そ の 他	9,679	8,585	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 合 計	273,072	270,430	171,937	165,161	18,521	12,704	2,385	1,894	26	25	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、金銭の信託、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

貸倒引当金の計上基準

貸借対照表の注記7 P15をご参照ください。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度	511	172	683
	平成23年度	683	54	737
個別貸倒引当金	平成22年度	2,506	453	2,960
	平成23年度	2,960	△ 491	2,469
合 計	平成22年度	3,017	626	3,643
	平成23年度	3,643	△ 437	3,206

● バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目 ●

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製 造 業	236	281	44	△ 47	281	234	28	0
農 業	6	4	△ 1	13	4	17	16	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	391	424	32	86	424	511	48	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	620	538	△ 82	△ 103	538	434	13	1
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	538	594	56	△ 123	594	471	111	—
各 種 サ ー ビ ス	592	992	400	△ 336	992	655	18	0
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	120	124	4	20	124	144	0	0
合 計	2,506	2,960	453	△ 491	2,960	2,469	234	4

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	400	42,443	—	26,658
10%	—	9,022	—	20,541
20%	2,398	71,589	1,204	83,442
35%	—	41,453	—	40,489
50%	3,939	6,017	2,699	6,006
75%	—	48,285	—	44,539
100%	2,769	43,057	2,131	41,714
150%	—	1,693	—	1,003
350%	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	9,508	263,564	6,035	264,395

- (注) 1. 格付は、適格金融機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
 3. 告示で定めるリスク・ウエイト区分の「その他」は、投資信託のうちリスク・ウエイト区分が困難なエクスポージャーです。

● バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目 ●

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸出事務手続」及び「担保物件取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「貸出事務手続」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,447	3,815	139	119	—	—
①	ソブリン向け	—	—	119	99	—	—
②	金融機関向け	—	—	20	20	—	—
③	法人等向け	452	338	—	—	—	—
④	中小企業等・個人向け	3,726	3,196	—	—	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	29	9	—	—	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	—	67	—	—	—	—
⑦	3ヶ月以上延滞等	0	0	—	—	—	—
⑧	その他	237	203	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会付保等が含まれます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

● オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「事務リスク管理方針」と「システムリスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に取り集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「各種事務手続」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「情報システム運用管理マニュアル」に基づき、安定した業務運用ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

● バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱の開示項目 ●

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

● 出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「資金運用基準」などに基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式に関しては、上場株式と同様に当組合が定める「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券会計処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	206	206	173	173
非上場株式等	762	—	761	—
合 計	968	206	934	173

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。投資信託のうち株価指数連動型投資信託については、上場株式として計上しております。非上場株式には全国信用協同組合連合会出資金等の非上場出資金を含めております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
売 却 益	5	11
売 却 損	29	20
償 却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。平成22年度は金銭信託の運用はしておりません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	261	239

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

● 銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年	平成23年
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	3,102	395

(注) 金利ショックは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを保有期間1年、観測期間最低5年で観測される金利変動の99%タイル値又は1%タイル値として金利リスクを算出しております。なお、当組合では資産の運用期間の短期化等により金利リスク削減に努めてまいりましたが、平成23年度はこれに加え%タイル値の縮小が寄与し、大幅な改善となりました。

● 有価証券の時価等情報 ●

● 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	99	106	6	99	107	7
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	899	904	4	—	—	—
	そ の 他	300	309	9	500	506	6
	小 計	1,299	1,320	21	599	614	14
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,600	1,207	△393	1,100	769	△330
	小 計	1,600	1,207	△393	1,100	769	△330
合 計		2,900	2,528	△372	1,700	1,383	△316

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

● 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

● その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	44	39	5	53	50	3
	債 券	16,355	16,051	304	12,386	12,119	267
	国 債	6,735	6,602	132	4,153	4,053	100
	地 方 債	1,933	1,899	34	2,050	1,999	51
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,686	7,549	137	6,182	6,066	115
	そ の 他	500	485	15	301	294	6
	小 計	16,900	16,576	324	12,741	12,463	277
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	161	196	△35	119	142	△23
	債 券	1,469	1,491	△21	485	493	△8
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	983	999	△16	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	486	492	△5	485	493	△8
	そ の 他	26	33	△6	25	30	△5
	小 計	1,658	1,721	△62	629	667	△37
合 計		18,559	18,297	261	13,371	13,131	239

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

● 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	36	36
組合出資金	697	699
合 計	733	735

● 主な事業の内容 ●

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金を扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
- (ニ) 代理業務
 - (a) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の業務の代理
 - (b) 信用協同組合及び信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - (ト) 保護預かり及び貸金庫業務
 - (チ) 国債等の窓口販売
 - (リ) 投資信託の窓口販売
 - (ヌ) 保険商品の窓口販売
 - (ル) 個人型確定拠出年金の受付業務

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融機関商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

● コンプライアンス(法令等遵守)態勢・個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) ●

● コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

当組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

- ① 中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
 - ② 組合員の経済的地位の向上に資し、
 - ③ ひいては地域社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕することを目的として尽力して参りました。
- こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、信用組合の行動綱領として下記項目を定めております。

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 信用組合の公共的使命 | 2. きめ細かい金融サービスの提供 | 3. 法令やルールの厳格な遵守 |
| 4. 地域社会とのコミュニケーション | 5. 職員の人権の尊重等 | 6. 環境問題への取り組み |
| 7. 社会貢献活動への取り組み | 8. 反社会的勢力との対決 | |

当組合が協同組織金融機関として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなるはなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各店舗に備え置くとともに、その要旨を抜粋した「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し全役職員に配付しております。

また、本部・営業店にコンプライアンス担当者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。更に、「リスク管理委員会」を定期的に開催し、当組合全体のコンプライアンス対応状況の的確な把握と管理に努めております。

当組合では「金融商品の販売等に関する法律」の施行に伴い、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備と個々の営業職員の資質の向上を目指しております。

● 個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下「法律」という。)を遵守して以下の考え方にに基づきお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、各店舗の窓口等に掲示(備え付ける。))することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法律で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込みの際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法律等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

【当組合 経営管理部内《お客様相談・苦情窓口》】 ☎ 0120-302144

電話 0555-24-4815 FAX 0555-22-3444 Eメール: keieikanribu@tsurushinkumi.co.jp

内部統制基本方針

当組合は、次の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「法令等遵守基本方針」、「倫理規程」、「職員行動規程」及び「法令等遵守規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役員に周知徹底する。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門である経営管理部で一元的に所管するとともに、各部店に法令等遵守担当者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部店の上司又は法令等遵守担当者を介さず、直接、経営管理部に報告・相談を行うことができる。
- (5) 監査部は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 「理事会規程」、「文書取扱規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理態勢等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理は統合的リスク管理部門である経営管理部で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) 監査部は、リスク管理状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するために、年間6回以上又は必要に応じて臨時的に理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに、「職務権限規程」を制定する。
- (2) 理事会において、中期事業計画および各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 経営管理部は、法令等の遵守状況について、監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・議決された事項は、この限りではない。
 - a. 理事会等で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合は監事に直接報告できる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
 - 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適正な説明を行います(参考事項の1.参照)。
 - 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取扱いさせていただきます(参考事項の2.参照)。
- ※詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

- 1.個人年金を除く生命保険商品
保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度。
- 2.傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)
保険契約者一人あたり、以下の各項目毎に定められた給付金額を限度
 - ①診断等給付金(一時金形式) ……1保険事故につき100万円
 - ②入院給付金 ……日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円
 - ③手術給付金 ……1手術につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円
 - ④診断等給付金(年金形式) ……月額換算5万円

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容及各種手続き方法に関する照会、お客さまからの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の相談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口 ⇒ 都留信用組合 経営管理部
☎0120-302144 (平日 9:00~17:00)
TEL 0555-24-4815
FAX 0555-22-3444

◆ 契約内容・各種手続きに関する照会窓口 ⇒ 都留信用組合 営業推進部
☎0120-152640 (平日 9:00~17:00)
TEL 0555-24-4855
FAX 0555-22-6827

<参考事項>

1.保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。

2.一部商品における法令上の販売制限について

当組合の取引商品のうち、「個人年金保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・年金払積立傷害保険」を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。

- (1) 当組合に融資の申込みをされている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方(お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人)には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません(ただし、当組合の組合員の方はお取扱い可能です)。
- (2) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱いすることができません(ただし、当組合の組合員の方はお取扱い可能です)。

- ① 当組合から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- (3) 当組合は、個人年金保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)については、「上記①または②に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を保険契約者とする保険募集を行う場合、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

- 個人年金を除く生命保険商品
保険契約者1名様あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度
- 傷害保険を除く第三分野の保険商品
保険契約者1名様あたり、以下のそれぞれ給付金毎に定められた上限金額を限度。

給付金等の種類	保険事故等の内容	給付金等の上限額
①診断等給付金(一時金形式)	疾病診断または要介護状態	1つの保険事故につき、疾病診断・要介護状態のそれぞれにつき100万円
②入院給付金	人が入院したこと(ケガを除く)	・特定疾病(注)の治療のための入院 …… 日額1万円 ・上記以外の入院 …… 日額5千円 ※ただし、以上をあわせて合計1万円以下
③手術給付金	人が手術したこと(ケガを除く)	・特定疾病(注)の治療の手術 …… 1手術40万円 ・上記以外の手術 …… 1手術20万円 ※ただし、以上をあわせて合計40万円以下
④診断等給付金(年金形式)	疾病診断または要介護状態、かつ、その後の所定の時期における被保険者の生存	月額換算5万円

(注)「特定疾病」とは、悪性新生物(がん)、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいずれか1つ以上の疾病を含む10個を超えない範囲内の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。

● リスク管理態勢 ●

● リスク管理態勢

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理態勢の充実に努めております。

具体的には、各種リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの正確な把握に努めるとともに、「リスク管理委員会」を設置し、この委員会においてこれらのリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。また、アウトライヤー基準値を意識した運用スタンスで金利リスクに対応していくことが今後の課題であることから、アウトライヤー基準値はALMシステムを利用して毎月算定し、算定結果は毎月開催されるリスク管理委員会に付議しております。

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価格が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクです。

当組合では貸出資産の健全性を維持するため、本部と営業店が連携しつつそれぞれの立場において専門的かつ厳正な与信判断を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、為替、価格変動等の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合ではALM (Assets and Liabilities Management: 資産と負債の総合管理) の観点からリスク管理委員会において、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクなどの市場リスクへの迅速な対応や、的確な収益状況の把握に努めております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、運用と調達の間ミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当組合では、日々の資金繰りスタンスについては平成12年8月に「資金運用基準」を制定し、また平成15年4月には緊急に資金調達を要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「流動性危機管理要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。市場流動性リスクについても日頃から金融・経済動向の把握や「資金運用基準」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

- ・「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクです。
- ・「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等、システムの不備等に伴い当組合が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されたことにより当組合が損失を被るリスクです。
- ・「法務リスク」とは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などを当組合が被るリスクです。
- ・「人的リスク」とは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などを当組合が被るリスクです。
- ・「有形資産リスク」とは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などを当組合が被るリスクです。
- ・「風評リスク」とは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などを当組合が被るリスクです。

当組合では、「情報システム運用管理マニュアル」を制定し、役職員ひとりひとりがリスク防止意識をしっかりと持ち、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、システムの安全性を確保するよう努めております。

● 主な手数料一覧 ●

● 手数料一覧

(平成24年4月16日現在)

種類		単位	手数料額	
送金		1件	630円	
振込関係	窓口扱い	本店同一店舗宛	3万円未満 1件 105円 3万円以上 1件 315円	
		当組合本店宛	文書扱	3万円未満 1件 210円 3万円以上 1件 420円
			電信扱	3万円未満 1件 210円 3万円以上 1件 420円
		他行宛	文書扱	3万円未満 1件 630円 3万円以上 1件 840円
			電信扱	3万円未満 1件 630円 3万円以上 1件 840円
		ATM扱い	本店同一店舗宛	3万円未満 1件 105円 3万円以上 1件 210円
	当組合本店宛		電信扱	3万円未満 1件 105円 3万円以上 1件 315円
			電信扱	3万円未満 1件 420円 3万円以上 1件 630円
	他行宛		電信扱	3万円未満 1件 630円 3万円以上 1件 840円
			電信扱	3万円未満 1件 630円 3万円以上 1件 840円
	アンサー		本店同一店舗宛	3万円未満 1件 無料 3万円以上 1件 無料
		当組合本店宛	電信扱	3万円未満 1件 105円 3万円以上 1件 210円
電信扱			3万円未満 1件 315円 3万円以上 1件 525円	
他行宛		電信扱	3万円未満 1件 315円 3万円以上 1件 525円	
		給与・賞与振込(法人)	1件 無料	
代金取立		集中取立	療店券(同一店舗) 1通 105円 療店券(本支店) 1通 210円 県内他店券 1通 420円 広域他店券 1通 945円	
	個別取立	至急 1通 1,050円 普通 1通 945円		
		普通 1通 945円		
	出納代手	療店券(同一店舗) 1通 無料		
		療店券(本支店) 1通 105円		
県内他店券 1通 315円				
広域他店券 1通 945円				
配当金取立		県内 1通 210円 県外 1通 420円		
当座預金関係	小切手帳 1冊 2,100円			
	約束手形帳 1冊 2,100円			
	為替手形帳 1冊 2,100円			
	共同小切手 1枚 105円			
	手形用紙	本口座 1枚 105円 専用口座 1枚 525円		
		専用口座新規開設手数料 1件 3,150円		
新規署名鑑登録手数料(変更も含む) 1件 5,250円				
自己宛小切手 1枚 525円				
再発行	ICキャッシュカード(新規発行、切替発行、紛失等に伴う再発行、有効期限到来時に伴う再発行)	1枚 1,050円		
	キャッシュカード 1枚 1,050円			
	預金通帳 1冊 1,050円			
	預金証書 1枚 1,050円			
	改印	定期預金・定期積金・通知預金 無料 普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 1冊 210円		

種類		単位	手数料額
信用組合取引約定書新規取扱手数料		1部	5,250円
カードローン新規取扱手数料		1件	無料
証書貸付	一部線上償還手数料	住宅ローン	1件 3,150円
		住宅ローン以外	1件 5,250円
		おまとめローン(ライフ保証)	1件 無料
		おまとめローン(ライフ保証)以外の消費者ローン	1件 1,050円
	全額線上償還手数料	住宅ローン	実行後3年以内 1件 3,150円 実行後5年以内 1件 2,100円 実行後7年以内 1件 1,050円
		住宅ローン以外	実行後7年以内 1件 1,050円 実行後7年超 1件 無料
		住宅ローン	実行後7年以内 1件 5,250円 実行後7年超 1件 無料
		おまとめローン(ライフ保証)	1件 無料
		おまとめローン(ライフ保証)以外の消費者ローン	1件 1,050円
		上記以外の証書貸付(アパートローン、事業性融資等)	実行後7年以内 1件 5,250円 実行後7年超 1件 無料
金利変更手数料	住宅ローン	固定金利選択時 1件 5,250円 固定金利から変動・連動金利 1件 5,250円 固定金利での引下げ 1件 無料	
	貸出条件変更手数料	貸出期限延長 1件 10,500円	
	アパートローン取扱手数料	1億円以内 1件 73,500円 1億円超 1件 105,000円	
火災保険質権設定手数料		1件	1,050円
確定日付	確定日付料	1通	700円
	確定日付設定手数料	1通	315円
	(根)抵当権設定事務手数料	新規・増額・譲受・追加・差替 1件 31,500円 追加設定が条件の新規 1件 42,000円 減額・順位変更・譲渡・一部解除・抹消・その他の変更 1件 10,500円	
各種証明書発行手数料	残高証明書	都度発行 1通 630円	
		定期発行 1通 630円	
		年末住宅取得控除用 1通 315円	
		英文発行 1通 1,050円	
		依頼人指定用紙 1通 1,050円	
	融資証明書	会計監査法人制定用紙 1通 3,150円	
		取引証明書 1通 10,500円	
		取引証明書 1通 210円	
		取引明細表 1枚 52円	
		当組合が利害関係人として発行する同意書・承諾書等の発行手数料 1通 5,250円	
債務保証に係る事務取扱手数料 1件 5,250円			
情報開示手数料 1件 840円			
国債口座管理手数料	年間 無料		
株式払込手続手数料	株式払込受付票 1通 52円		
	5,000万円以上 払込金額の2/1000 5,000万円未満 払込金額の3/1000		

● CD・ATM利用手数料(払戻1回につき)

区分	当組合のカードの時		県内信組及び全国無料化提携信組のカードの時		他金融機関のカードの時		ゆうちょ銀行カードの時	
	利用時間帯	手数料額	利用時間帯	手数料額	利用時間帯	手数料額	利用時間帯	手数料額
平日	8:30~18:00	無料	8:30~8:45	105円	8:30~18:00	105円	8:30~8:45	210円
			8:45~18:00	無料			8:45~18:00	105円
	18:00~20:00	105円	18:00~20:00	105円	18:00~20:00	210円	18:00~20:00	210円
			18:00~20:00	105円			18:00~20:00	210円
土曜日	8:30~14:00	無料	9:00~14:00	無料	9:00~14:00	105円	9:00~14:00	105円
	14:00~19:00	105円	14:00~17:00	105円	14:00~17:00	210円	14:00~17:00	210円
日曜日・祝日	9:00~19:00	105円	9:00~17:00	105円	9:00~17:00	210円	9:00~17:00	210円

注1) ATMは設置場所により取扱時間が異なります。注2) ゆうちょ銀行カードは、「預け入れ」が可能であるが、「引き出し」と同額の手数料がかかります。

● 改正利息制限法(平成22年6月18日施行に伴い、他金融機関のATMで当座貸越を利用した時に「みなし利息」が発生した場合

区分	利用時間帯	手数料額
平日	18:00~20:00	105円
土曜日	14:00~17:00	105円
日曜・祝日	9:00~17:00	105円

(注)改正利息制限法では、当座貸越を利用した場合のATM利用料は取引金額が1万円以内の場合は105円の範囲で、1万円を超える場合は210円の範囲で利息とみなされませんが、その範囲を超える利息とみなされます。なお、引き下げた分の手数料は他行の手数料収入であるため、みなし利息相当分は組合の負担となります。

● 両替手数料

両替枚数	窓口	両替機
1~100枚	無料	無料
101~300枚	105円	100円
301~500枚	210円	200円
501~1,000枚	315円	300円
1,001枚以上	1,000枚毎に315円加算	400円

● 大量硬貨入出金手数料

入出金枚数	窓口
500枚以下	無料
501枚~1,000枚	315円
1,001枚以上	千枚毎に315円加算

但し、事業性資金の場合(1件につき)

● セブン銀行ATM利用手数料

平日		土曜日		日曜日・祝日	
時間	手数料	時間	手数料	時間	手数料
0:00~8:45	105円	0:00~9:00	105円	0:00~24:00	105円
8:45~18:00	無料	9:00~14:00	無料		
18:00~24:00	105円	14:00~24:00	105円		

注1) 残高照会は24時間無料。
注2) 毎日4:00~4:10の間休止。
注3) 第2、第4日曜日の前日23:48~当日7:00の間は利用できません。

● インターネットバンキング・モバイルバンキング

受入手数料項目		単位	手数料額
インターネットバンキング(パソコン)	個人契約手数料	1契約	無料
	利用基本料金	月額	無料
	法人契約手数料	1契約	無料
	利用基本料金	月額	1,050円
モバイルバンキング(コードEZwebソフトバンク携帯電話)	契約手数料	1契約	無料
	利用基本料金	月額	無料

● 報酬体系について ●

● 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

（2）役員に対する報酬

（単位：百万円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	83	200
監 事	22	50
合 計	105	250

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数15名、監事4名です（退任役員を含む）。

注3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、8百万円であります。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰勞金は理事10百万円であります。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

● 2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」、「専任職給与規程」及び「嘱託に関する内規」に基づき支払っております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なりスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

● 主要な商品・各種サービスのご案内 ●

● 個人向け融資

種 類	お使いみちなど
住宅ローン	マイホーム建築のためのローンです。住宅用土地・建売住宅の購入及び新築・増改築資金としてご利用いただけます。 * 固定金利型 * 固定金利選択型 (3年・5年・10年) * 変動金利型 * 連動金利型
リフォームローン	住宅(車庫を含みます)改良・修理・増改築、造園ならびに屋外付帯工事、給排水工事および給湯関係工事など、住宅に関連する工事資金にご利用いただけます。ご融資額は10万円～500万円以内の1万円単位です。
ぽけっとカードローン	手続き簡単・スピード審査・担保保証人不要・ご利用限度額50万円まで何回でもご利用いただけるカードローンです。
ぽけっと300カードローン	手続き簡単・スピード審査・担保保証人不要・ご利用限度額は100万円・200万円・300万円の各コースから選べ、各コースのご利用限度額まで何回でもご利用いただける大型のカードローンです
まなびやカードローン	お子さまの入学金や授業料等の納付金・その他進学・教育のために必要な資金を専用のローンカードにより、ATMを使用して限度額の範囲でご利用いただけるカードローンです。ご利用限度額は100万円以上300万円以下の10万円単位です。
女性専用パステルカードローン	当組合営業区域内に居住する女性就業者(配偶者に収入がある専業主婦も申込可)または、住所を有する事業所に勤務する女性にご利用いただけます。手続き簡単・お使いみち自由・担保保証人不要・ご利用限度額は20万円・30万円・50万円・70万円・100万円・200万円の各コースから選べ、各コースのご利用限度額まで何回でもご利用いただける女性専用カードローンです。
教育ローン「まなびや」	お子さまの入学金や授業料等の納付金・その他進学・教育のために必要な資金にご利用いただけます。 ご融資額は10万円～300万円以内の1万円単位です。 ※教育ローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
マイカーローン	新車・中古車を問わず自家用自動車のご購入にご利用いただけます。 ご融資額は10万円～500万円以内の1万円単位です。 ※マイカーローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
フリーローン・フリーモデルローン	事業性資金・運転資金など特殊な資金使途を除き、お使いみち自由なローンです。 ご融資額は10万円～300万円(フリーローン・モデルは200万円)以内の1万円単位です。 ※フリーローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
ゆうゆうライフローン	公的年金受給者の健康で文化的な「ゆうゆう生活」に必要な資金としてご利用いただける、お使いみち自由なローンです。 ご融資額は10万円～100万円以内の1万円単位です。
介護ローン	介護器具・用具の購入、介護のための家屋改装、在宅介護のヘルパー費用、介護施設入居保証金等の費用など、介護に要する様々な費用にご利用いただけます。 ご融資額は10万円～300万円以内の1万円単位です。
ミリオンローン	事業性資金・高利借入返済資金・投機性資金・運転資金などの資金使途を除き、お使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の1万円単位です。
生活支援ローン	当組合住宅ローンをご利用いただいているお客さまで、年収200万円以上の方がご利用いただけます。事業性資金を除き、お使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の10万円単位です。
生活者再生支援ローン	他金融機関、信販会社、クレジット会社、消費者金融会社等からの借入金をまとめて、一本化する資金にご利用いただけるローンです。ご融資額は10万円～1,000万円以内の1万円単位です。
セレクトワン	別々にご利用中のローン(事業性に係る負債およびショッピングクレジット・住宅ローン・目的型ローンの整理を除く)の一本化にご利用できる商品です。担保・保証人不要です。資金使途自由(事業性資金除く)なフリーローンとしてもご利用できます。ご融資額は10万円～300万円以内(専業主婦は100万円以内)の1万円単位です。
グッドライフローン	当組合営業区域内に居住または勤務されているお客さま(個人事業主を含む)で、当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけます。事業性資金・旧債返済資金・投機性資金を除きお使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の10万円単位です。
グッドライフ・カードローン	当組合住宅ローンをご利用いただいているお客さまで、当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけるカードローンです。ご利用限度額は300万円(住宅ローンの完済時年齢が満70才を超える場合は200万円)です。

※金利優遇

給与振込・年金振込・公共料金振替契約等、お客様のお取引状況により金利を優遇するお得なサービスも用意しております。詳しくは窓口にご相談ください。

● 事業者向け融資

種 類	お使いみちなど
長期ローン	土地の購入・長期の運転資金・設備資金等にご利用いただける長期で大型なローンです。毎回一定の元金と利息との合計額を返済する元金等返済型、毎回一定の元金を返済する元金均等返済がたががございます。 * 固定金利型 * 変動金利型 * 連動金利型
アパートローン	当組合の営業地域内へのアパートの新築や増改築にご利用いただけます。
事業者カードローン	一定の範囲内で、必要なときに、必要な金額を自由にカードでご利用いただけます。保証協会付保となります。
「オパールαワイド」	山梨県信用保証協会との提携によりスピード審査・無担保で、地域中小企業・個人事業主の運転資金・設備資金にご利用いただけます。
「ビジネスα」	当組合営業区域内で事業を営む法人・個人事業主の運転資金・設備資金にご利用いただけます。
産業クラスター促進資金融資、創業・新事業特別融資	①産業クラスター促進資金融資 当組合営業区域内で事業を計画する法人・個人事業主の方に、産業クラスター協議会補助金交付までのつなぎ資金及び新規事業に伴う設備資金・運転資金にご利用いただけます。 ②創業・新事業特別融資 産業クラスター協議会に参画しないまでも、地域に貢献されると認められる、創業・新事業者の設備資金・運転資金にご利用いただけます。
農業者向け融資(ファーム5000)	日本政策金融公庫との提携商品、業歴3年以上の農業を営む法人および個人の方の運転資金・設備資金にご利用いただけます。
大月法人会会員向け提携融資商品「法人会提携ローン」	大月法人会の会員で、当組合営業地域内に登記された事業所を有し、1年以上同一事業を営み、「法人会提携ローン 会員確認書」の発行を受けられる中小企業の運転資金または設備資金(土地・建物の取得資金を除く)にご利用いただけます。ご融資額は500万円以内(信用保証協会付保有)・300万円以内(信用保証協会無)です。
山梨県歯科医師協同組合・組合員さま向け提携ローン	歯科医師協同組合の組合員で、当組合の営業地区内に、居住あるいは事業所を有して、歯科医師協同組合から「承諾書」を交付されている方の消費資金(投機的資金、事業性資金を除く)にご利用いただけます。ご融資額は10万円～300万円以内の1万円単位です。

● 主要な商品・各種サービスのご案内 ●

● 各種サービスのご案内

内 国 為 替	各営業店をオンラインで結び、さらに全国ネットの全銀データシステムへの加入により迅速・確実にご送金・お振込みができます。
外 国 為 替	全国信用協同組合連合会をとおして外国へのご送金を取り扱っております。
年金自動受取サービス	一度手続きするだけで、指定の口座に自動的に年金がお振込みになります。(年金定期預金「うおい」がご利用になれます。)
企業会計システム	各種料金(売上代金・月謝・新聞代・家賃等)の回収をお客様の集金先から口座振替によって回収し、お客様の口座にお振込みするサービスです。
公共料金自動支払サービス	お客様の預金口座から各種公共料金をはじめローンの返済金・クレジットカードの代金決済・保険料等のお支払いを自動的に行います。
給 与 振 込 ・ 給与の自動受取サービス	会社経営で従業員への給与・賞与の振込みをされる場合、磁気テープなどによるお取り扱いもできます。また、従業員の方で給与・賞与の振込みをご指定の口座にご入金いたします。
キャッシュカード (ICキャッシュカード)	当組合のATM(現金自動預入支払機)によるご預金のお引き出しとお預け入れに、また、全国各地の提携金融機関の現金自動機によるお引き出しにご利用いただけます。
ピーターパンカード	ショッピングカードでありJCB・UC/VISA・UC/マスターの選択により当該カードの加盟店でご利用いただけます。
点字刻印サービス	視覚障害の方のためのサービスとして通帳・証書に氏名・金額等の点字刻印サービスを行っております。
外貨宅配サービス 外貨両替サービス	外貨宅配サービスは、お客様が直接、ファックスまたはインターネット(当組合ホームページから三井住友銀行の外貨宅配画面へリンク)にて申込み、外貨現金を自宅や勤め先など、指定の場所まで宅配業者が代金引換にて外貨を配送するサービスです。また、本店営業部では外貨両替サービスをお取り扱いしております。
デビットカードサービス	全国各地の小売・サービス業などの加盟店で、キャッシュカードを現金代わりにして買物代金やサービス利用料を即時にお支払いできるサービスです。
個人向け インターネットモバイルバンキング	パソコン、携帯電話などからお振込み・残高照会・ペイジー(税金・各種料金払込みサービス)がご利用いただけます。
法人向け インターネットバンキング	オフィスのパソコンからインターネットを通じて預金残高や入出金明細の確認、資金移動(振込・振替)、総合振込や給与・賞与振込、ペイジー(税金・各種料金払込みサービス)がご利用いただけます。
国 債 の 窓 販	安全・確実な国債(利付・個人向け国債)を窓口で販売しております。計画的な財産づくりにお役立てください。
投資信託の窓販	お客様の多様化する資産運用ニーズにお応えします。
保険商品の窓販	住宅ローン関連の長期火災保険、定額個人年金保険、一時払終身保険等を取り扱っております。
貸金庫・保護預り	お客様の預金通帳・貴金属等の貴重品を火災や地震・盗難などから安全確実にお守りいたします。
夜 間 金 庫	営業時間外のご入金にご利用できます。
各種相談サービス	顧問弁護士による法律相談をはじめ年金・財務等の相談も気軽にご相談ください。毎月1回開催しております。お申し込みは各営業店窓口で行っております。
各金融機関との 相互入金サービス	当組合は、各業態の金融機関との間で、相互のATMを利用したキャッシュカードによる預金の預入れ業務提携(入金ネット)がご利用できます。
ゆうちょ銀行ATMとの オンライン提携	『ゆうちょ銀行のキャッシュカード』が『つるしんのATM』でご利用いただけます。また、『つるしんのキャッシュカード』が『全国のゆうちょ銀行のATM』でご利用いただけます。お取引は入金・出金・残高照会がご利用いただけます。
海外旅行保険	新・海外旅行保険のインターネット契約サービスです。お申し込みはつるしんホームページで行っております。
セブン銀行ATM [ご入金・お引出し手数料]一部無料	セブン-イレブン、イトーヨーカドーに設置されているセブン銀行ATMをご利用いただく場合、ご入金・お引き出し手数料が時間帯により無料になります。

● 投資信託・保険・共済商品のご案内 ●

● 取扱い投資信託のご案内

(平成24年4月1日現在)

ファンド分類		ファンド名	投資信託会社
株式	国内	インデックスファンド 225	日興アセットマネジメント
		インデックスファンド TSP	日興アセットマネジメント
		ダイワ・バリュー株・オープン	大和投資信託
	海外	MHAM グローイング・アジア株式ファンド	みずほ投信投資顧問
	国内外	MHAM 株式オープン	みずほ投信投資顧問
債券	国内	ダイワ MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	大和投資信託
		ダイワ日本国債ファンド (毎月分配型)	大和投資信託
	海外	ドルマネーファンド	DIAM アセットマネジメント
		明治安田外国債券オープン (毎月分配型)	明治安田アセットマネジメント
		ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型)	大和投資信託
信託不動産	国内	MHAM J-REIT インデックスファンド (毎月決算型)	みずほ投信投資顧問
運用バランス	国内外	スーパーバランス (毎月分配型)	明治安田アセットマネジメント
		ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ (奇数月分配型)	大和投資信託
		明治安田資産形成サポートファンド (隔月決算型)	明治安田アセットマネジメント
		明治安田資産形成サポートファンド (1年決算型)	明治安田アセットマネジメント

● 取扱い保険・共済商品のご案内

取扱う保険商品及び引受保険会社は以下のとおりとなります。

(平成24年4月23日現在)

保険種類	保険商品名	引受保険会社
年金払積立傷害保険	ゆとらいふみらい	株式会社損害保険ジャパン
住宅ローン関連長期火災保険	マイホームびたっと	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
一般向け住宅火災保険	タフ・住まいの保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
一般物件火災保険	タフビズ事業者総合保険 店舗総合保険 普通火災保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
住宅ローン関連長期火災保険	しんくみ安心マイホーム	株式会社損害保険ジャパン
一般向け住宅火災保険	ほ〜むジャパン	株式会社損害保険ジャパン
一般物件火災保険	ビジネスオーナーズ 店舗総合保険 普通火災保険	株式会社損害保険ジャパン
債務返済支援保険	しんくみ安心サポート	共栄火災海上保険株式会社
海外旅行保険	OFF(オフ)	株式会社損害保険ジャパン
介護保険	タフ・介護の保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
学資保険	夢みるこどもの学資保険	アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
がん保険	がん治療支援保険	東京海上日動あんしん生命保険株式会社

上記保険商品に関して

○保険契約を引き受けるのは保険会社であり、保険金・払戻金・給付金等の支払は当該保険会社が行います。

○引受保険会社が破綻した場合には、保険金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、保険会社が破綻した場合の各保険商品毎の取扱いにつきましては、ご契約手続時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認ください。

取扱い共済商品及び引受共済協同組合は以下のとおりとなります。

共済種類	共済商品名	引受共済組合
住宅ローン関連火災共済	県共済	山梨県火災共済協同組合

上記共済商品に関して

○共済契約を引き受けるのは共済協同組合であり、共済金・返戻金・給付金等のお支払いは当該共済協同組合が行います。

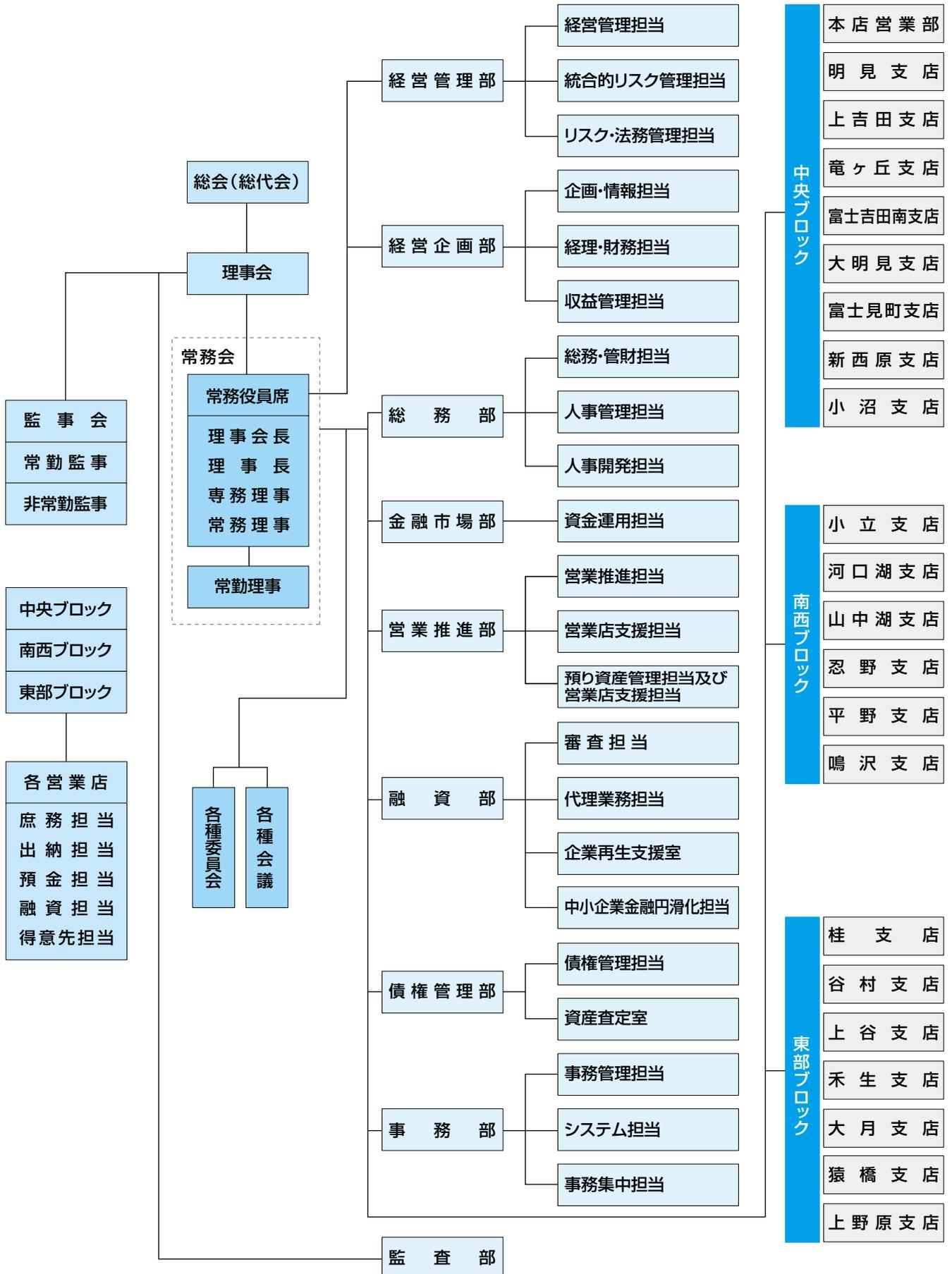
○引受共済協同組合が破綻した場合には、共済金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、共済協同組合が破綻した場合の共済商品の取扱いにつきましては、ご契約手続時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認ください。

事業の組織

(平成24年6月末現在)

《営業店》



● 総代会等に関する情報開示 ●

1. 総代会の仕組み、機能

● 総代会の仕組み(役割)

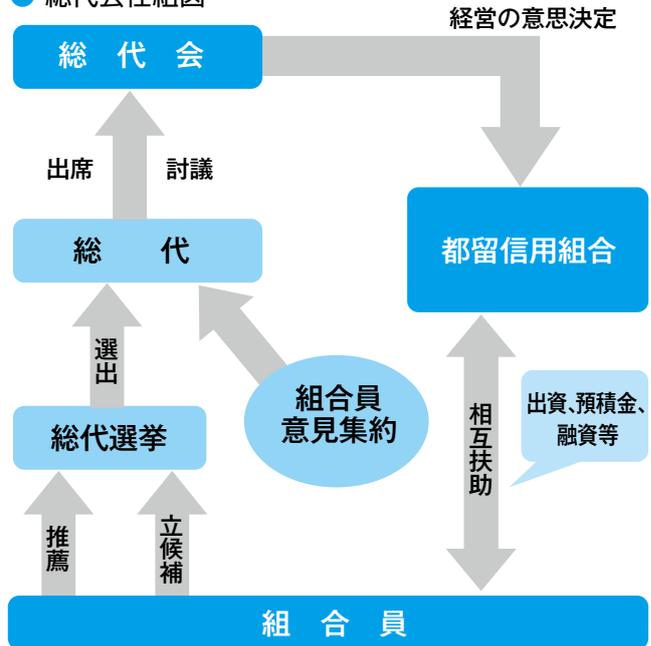
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員47,669名(平成24年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

● 総代会仕組図



当組合では、総代会に限定することなく、目安箱やホームページ(ご意見・ご要望をお受けする《メールdeホットライン》)、女性モニター制度を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、地区(選挙区)ごとに自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として選挙は行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を15の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上150人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

なお、平成24年3月31日現在の総代数は121人、組合員数は47,669人です。

3. 第61期通常総代会の決議事項

平成24年6月22日開催の第61期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれの原案のとおり承認可決されました。

(1) 報告事項

平成23年度第61期
事業報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 平成24年度第62期事業計画案及び収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 定款一部変更に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 借入金最高限度額決定に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第5号議案 理事・監事の退任に係る退職慰労金の支給について理事会・監事会に委任することの承認を求める件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第6号議案 組合員法定脱退の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

4. 総代選挙規約 ～抜粋～

第2条(選挙者名簿)

総代の選挙はあらかじめ選挙区ごとに理事長が作成した選挙者名簿によって行う。

2 前項の選挙者名簿は選挙期日の14日前に確定する。

第3条(選挙の執行)

選挙は総代の任期満了の日前30日以内に行うものとする。

第4条(選挙期日)

総代の選挙期日は理事長が定め、20日前までに公告しなければならない。

第6条(総代の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数)

総代の定数は、100人以上150人以内とする。

2 前項の地区及び各地区において選挙すべき総代の数は別表の通りとする。

第8条(公告)

選挙長は選挙期日から10日前までに投票所の所在の場所、日時、選挙管理人及び選挙立会人の氏名を公告しなければならない。

第13条(投票の方法)

組合員は投票所において、投票用紙にその選挙区において選挙される総代の定数まで選挙しようとする候補者の氏名を連記して投票箱に入れなければならない。

2 選挙長は必要があるときは、あらかじめ候補者の氏名を列記した

投票用紙を作製し、組合員が投票しようとする候補者の氏名の上に○印を自記する方法によって投票させることができる。

第17条

総代になろうとする者は、選挙期日の10日前までにその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 組合員が他の組合員を総代候補者としてしようとするときは、本人の承諾を得て前項の期間内にその推薦の届出をすることができる。

3 前各項の規定による候補者の届出があったときは選挙長は直ちに候補者の氏名を公告しなければならない。

第18条(当選者)

投票の多数を得た者をもって当選者とする。

2 当選者を定めるに当たり投票数が同じであるときは、選挙管理人が抽選で当選者を定める。

3 第21条の規定により当選を辞したものがあるときは、次点者をもって逐次当選者とする。

第19条(無競争当選)

第17条各項の規定による届出のあった総代候補者が、その選挙区における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者とし、その選挙区において投票は行われぬ。

2 前項の規定により投票を行わないことになったときは、選挙長は直ちにその旨を公告しなければならない。

5. 総代の選挙区と総代氏名 (平成24年3月末現在・敬称略)

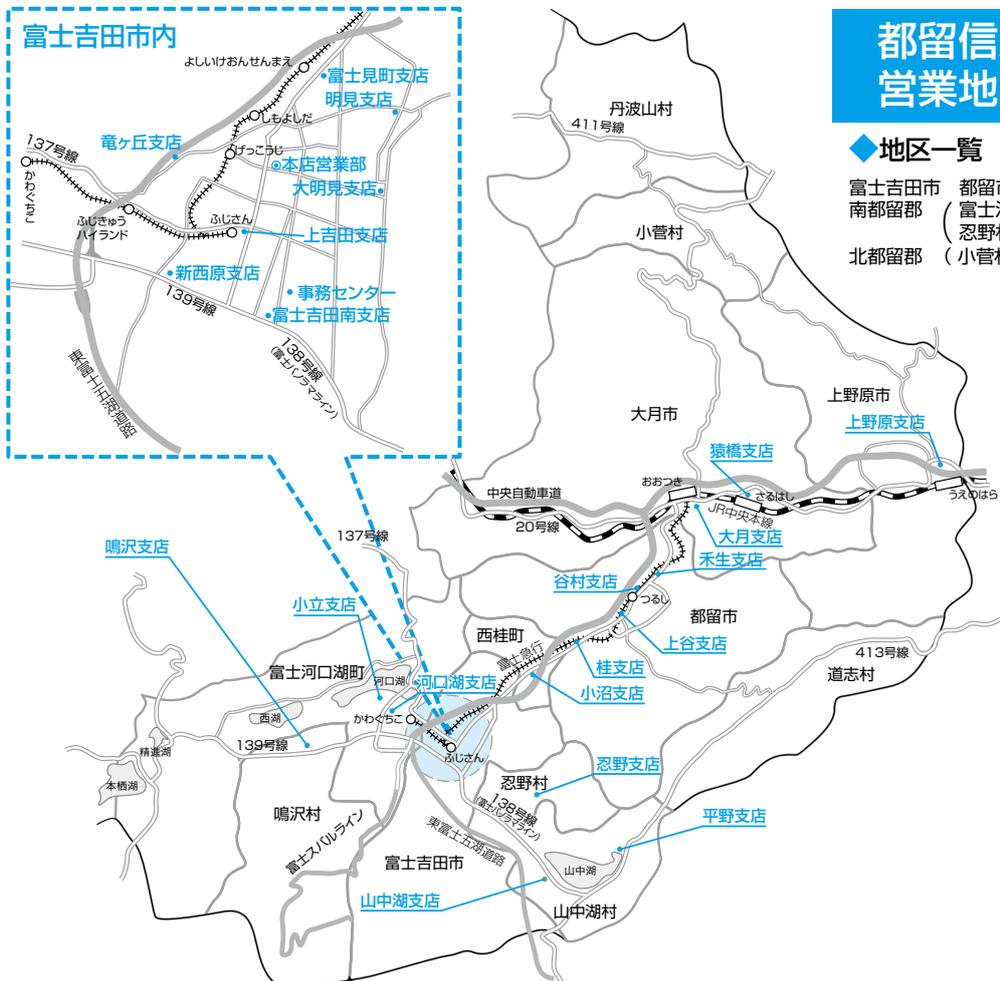
選挙区	定員	実数	総代氏名
富士吉田市第1	9人	9人	渡辺隆寿、渡辺博、渡辺純三、渡辺吉勝、田辺丈人、田辺朝男、杉田健次、田辺信雄、渡辺一
富士吉田市第2	5人	5人	保坂仁一、真田真喜雄、渡辺貢、神田俊彦、渡辺進
富士吉田市第3	7人	7人	広瀬南、渡辺富美明、渡辺正文、渡邊森久、渡辺君則、渡辺一夫、大森剛仁
富士吉田市第4	8人	8人	加々美博三、宮下勝明、宮下完尔、加藤信、武藤英作、勝保博州、宮下和明、羽田幸寿
富士吉田市第5	15人	15人	羽田寛、小俣一雄、山本都重、新海英雄、武川以爾身、小佐野昇一、堀内秀夫、佐藤洋一、梅谷建治、宮下正美、佐藤達、上小澤隆、飯島富雄、川上洋一郎、坂本肇
富士吉田市第6	3人	3人	市川充久、分部義照、大谷政美
南都留郡西桂町	3人	3人	高山三千男、山崎泰洋、武藤英之
南都留郡忍野村	4人	4人	奥浦喜輝、桜井秀志、大森敏正、渡辺主彦
南都留郡山中湖村・道志村	5人	5人	高村茂、椛浦陽、羽田廣樹、長田幸、加藤正芳
南都留郡富士河口湖町第1	7人	7人	渡辺洋、小林武、小佐野量、宮下弘、渡辺慎次、小林文平、渡邊淳
南都留郡富士河口湖町第2	11人	11人	渡辺興一、渡辺宗一、中村茂、朝比奈吉夫、外川孝夫、流石喜久巳、外川健、伴実悟、小佐野国博、堀内直人、天野良二
南都留郡鳴沢村	2人	2人	渡辺月丸、三浦利雄
都留市	18人	18人	白井泉、山口平八、関山俊一、上杉武次、山下明、藤森利一、相川欣也、幡野美好、林武、細田正光、金子實、山口一郎、岩下巖、中野功夫、萱沼善三郎、野武一雄、熊坂栄太郎、並木茂
大月市	13人	13人	仲出川進、滝口哲夫、小林智光、小林紀道、大戸清之、小林元信、小俣敏政、阿部強、田原真人、関戸良一、鯨岡廣文、小俣昭男、伊坪幸雄
上野原市	11人	11人	加藤隆、佐藤喜夫、守屋博文、石原英司、白木良雄、和田正人、石井脩徳、守屋武、加藤広、落合益美、一ノ宮富男
合計	121人	121人	

つるしんネットワーク

キャッシュコーナーのご案内

(平成24年4月1日現在)

区分	設置場所	運用時間帯			
		平日	土曜日	日曜日・祝日	
店内	富士吉田市	本店営業部	8:30~19:00	8:30~19:00	9:00~19:00
		明見支店	8:30~19:00	8:30~17:00	
		上吉田支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		竜ヶ丘支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		富士吉田南支店	8:30~19:00	8:30~17:00	
		大明見支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		富士見町支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		新西原支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		桂支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		谷村支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	都留市	上谷支店	8:30~19:00	8:30~17:00	
		禾生支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		大月支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	大月市	大月支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		猿橋支店	8:30~20:00	8:30~17:00	
	上野原市	上野原支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		小立支店	8:30~19:00	8:30~17:00	
	南都留郡	河口湖支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		山中湖支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		小沼支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
忍野支店		8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00	
平野支店		8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00	
鳴沢支店		8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00	
富士吉田市役所		9:00~18:00			
富士吉田市立病院		9:00~19:00			
店外	富士吉田市	イッツモア赤坂ショッピングセンター	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
		サンフーズ富士見町店	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
		都留市役所	9:00~18:00	9:00~17:00	
	都留市	ホームセンターオーツル	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
		大月市	真木出張所	8:30~19:00	8:30~17:00
	南都留郡	河口湖ショッピングセンター	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
		湖北ビューライン出張所	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
		山梨赤十字病院	9:00~18:00		
		富士河口湖町役場	9:00~18:00	9:00~17:00	
		ファナック生活センター	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
道志村役場前	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00		
キャノンアネルバ	9:00~18:00				



都留信用組合 営業地区のご案内

◆地区一覧

- 富士吉田市 (本店営業部、明見支店、上吉田支店、新西原支店、富士吉田南支店)
- 都留市 (都留市役所、ホームセンターオーツル)
- 大月市 (真木出張所)
- 上野原市 (上野原支店)
- 南都留郡 (河口湖支店、山中湖支店、小沼支店、忍野支店、平野支店、鳴沢支店)
- 北都留郡 (小菅村、丹波山村)

● お客さまへの大切なお知らせ ●

本人確認のお願い。

- ◆当組合では、次のお取引時に本人確認をさせていただきます。
 - ①口座開設・貸金庫・保護預りなどの取引を開始されるとき
 - ②200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引をされるとき
 - ③10万円を超える現金による振込み・料金支払・預金小切手の振出しをされるとき
- ※これらのお取引以外にも本人確認をさせていただく場合がございます。お客さまの大切な預金をお守りするため、また、犯罪を防止するための確認ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

あなたのキャッシュカードが狙われています。ご注意ください。

最近、キャッシュカードの紛失・盗難の際、暗証番号を推測され、現金を不正に引き出される被害が多発しています。当組合のキャッシュカード自体からは暗証番号は読み取れませんが、万一に備えて以下の点にご注意ください。

キャッシュカードや暗証番号の取り扱いにご注意!

- ◆暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めいたします。
- ◆暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単に行えますので、定期的に変更することをお勧めいたします。
- ◆預金の引き出しの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ◆貴重品ボックスなどを利用する際は、キャッシュカードの暗証番号と同一の暗証番号の使用を避けてください。
- ◆当組合の職員や警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、直ちに当組合本支店へご照会ください。

キャッシュカードが偽造され、引き出される被害が拡大しています!

- ◆キャッシュカードの磁気データをコピーした偽造キャッシュカードを使い、預金などが引き出される被害が拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ◆キャッシュカードを入れた財布などを長時間手元から離すことがないようにしましょう。
- ◆空き巣や車上盗難に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取引店舗までご連絡ください。

盗難通帳などによる預金の不正な払出し

- ◆盗難通帳・偽造印鑑などによる預金の不正な払出しや、いわゆるヤミ金融業者などによる預金口座への不正な振込請求といった事件が発生しています。お客さまにおかれましても、そうした被害に遭われぬよう、十分ご注意ください。

● カードや通帳をなくされたり盗まれた場合のご案内 ●

- ◆カード・通帳の紛失・盗難は下記までご連絡ください。

曜日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	0:00~9:00	047-498-0151	信組ATMセンター
	9:00~17:00	お取引店電話番号	お取引店
	17:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター
土曜・日曜 祝日	0:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター

1. 紛失・盗難は、警察署にもお届けください。
2. ご連絡後は、再発行・印鑑変更等のお手続きが必要となりますので、お取引店までお越しいただきますようお願いいたします。
3. 第2・第4日曜日の前日23:45~当日7:00までの間は、システムメンテナンス等のため対応業務は一時休止となりますのでよろしくお願いいたします。

「振り込め詐欺」「架空請求」にご注意ください。

- ご家族等を装い電話や文書で金銭の振込を要求する「振り込め詐欺」や、「架空請求」による被害が多発しています。
- ◆お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。
- ◆心当たりのない請求で不審に思われる場合には、当組合振り込め詐欺被害者相談窓口及び警察署や県民生活センターなどの消費生活相談窓口にご相談ください。

振り込め詐欺救済法に係る相談窓口

- ◆「振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」が、平成20年6月21日に施行されました。本法律は、振り込め詐欺の被害者救済の観点から、現在、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ残っている犯罪被害資金を被害者に返還する手続きについて定めた法律です。
- ◆当組合では、本法律の施行に伴い、下記の相談窓口(フリーダイヤル)を設置し、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談をお受けさせていただきます。

振り込め詐欺被害者相談窓口

電話番号：0120-302144
受付時間：月曜日～金曜日(組合の休業日を除く)9:00～17:00

フィッシング詐欺(パスワード等の詐取)にご注意ください。

- ◆フィッシング詐欺とは、金融機関など企業からの電子メールを装い、電子メールの受信者に偽りのホームページにアクセスするように仕向け、そのホームページにおいて個人の金融情報など(ID、パスワード、暗証番号等)を入力させるなどして、個人の金融情報などを不正に取得しようとするものです。
- ◆当組合では、電子メールでIDやパスワード、暗証番号などお客さまの重要な情報をお尋ねすることはありません。このようなお心当たりのない電子メールをお受けになった場合は、IDやパスワードなど重要な情報を入力されたり、電子メールにて回答などなさらないようご注意ください。
- また、当組合インターネットバンキングご利用時のログインID・ログインパスワード等の入力の際は、取引画面に正しくアクセスしていることをご確認ください。

金融機関と称した電子メール詐欺も発生していますのでご注意ください。

- ◆金融機関を騙り、セキュリティ強化の一環と称して本人確認を促す電子メールが配信され、インターネットバンキングのパスワードや暗証番号、ご利用のクレジットカードの番号や暗証番号などの重要情報を入力させることにより、個人情報などを不正に取得しようとする事件が発生しております。当組合では、電子メールにてこうした暗証番号などの重要情報をお尋ねすることはいたしておりませんのでご注意ください。

「スパイウェア」にご注意ください。

- ◆「スパイウェア」は、インターネットや電子メールを介して、知らないうちにお客さまのパソコンに侵入し、パスワード等の個人情報を第三者へ転送してしまうプログラムのことです。インターネットバンキングのパスワード等が不正に入手され、お客さまの預金が第三者に不正に振込みされるという悪質な事件が発生しておりますので、ご注意ください。

インターネットバンキングサービスのご利用停止について

「スパイウェア」感染が疑われる場合には、速やかに当組合へご連絡ください。お客さまのインターネットバンキングのご利用を一時停止させていただきます。

また、万一身に覚えのない不審な取引等をご確認された場合は、当組合へご連絡いただくとともに、最寄りの警察署にもご相談いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

都留信用組合 事務部 システム担当
(受付時間)

月曜日～金曜日8:30～17:00(組合休業日は除きます。)

電話番号 0555-24-2600

Eメール: jimubu@tsurushinkumi.co.jp

● 店舗一覽 ●

● 店舗一覽表(事務所の名称・所在地)

(平成24年4月1日現在)

区分	店名	店番号	郵便番号	住所	電話	店舗開設	日銀歳入復代理店	
本部	本部	100	〒403-0004	富士吉田市下吉田二丁目19番11号	0555-22-2131			
	事務センター	100	〒403-0005	富士吉田市上吉田966-1	0555-24-2600			
営業店	富士吉田市	本店営業部	001	〒403-0004	富士吉田市下吉田二丁目19番11号	0555-22-2131	昭和27年3月	○
		明見支店	005	〒403-0002	富士吉田市小明見1649	0555-23-2360	昭和27年8月	○
		上吉田支店	009	〒403-0005	富士吉田市上吉田二丁目6番2号	0555-23-4821	昭和47年10月	○
		竜ヶ丘支店	012	〒403-0014	富士吉田市竜ヶ丘二丁目4番11号	0555-24-2131	昭和56年2月	○
		富士吉田南支店	013	〒403-0005	富士吉田市上吉田1094-10	0555-24-3733	昭和58年3月	○
		大明見支店	017	〒403-0003	富士吉田市大明見546-1	0555-22-6131	昭和60年8月	
		富士見町支店	050	〒403-0004	富士吉田市下吉田5433-3	0555-24-3511	昭和63年9月	
		新西原支店	051	〒403-0017	富士吉田市新西原二丁目26番28号	0555-22-8118	平成元年12月	○
	都留市	桂支店	007	〒402-0034	都留市桂町667	0554-43-4115	昭和27年6月	○
		谷村支店	011	〒402-0056	都留市つる一丁目18番18号	0554-43-2131	昭和52年11月	○
		上谷支店	016	〒402-0053	都留市上谷二丁目5番15号	0554-45-2131	昭和60年7月	
		禾生支店	056	〒402-0004	都留市古川渡510-1	0554-45-7121	平成9年2月	
	大月市	大月支店	008	〒401-0012	大月市御太刀一丁目7番3号	0554-22-1333	昭和36年9月	○
		猿橋支店	052	〒409-0617	大月市猿橋町殿上357-6	0554-22-2131	平成5年2月	
	上野原市	上野原支店	053	〒409-0112	上野原市上野原2026	0554-62-5311	昭和28年3月	○
	南都留郡	小立支店	002	〒401-0302	南都留郡富士河口湖町小立1935-1	0555-72-2148	昭和33年7月	○
		河口湖支店	003	〒401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1376-1	0555-72-2131	昭和30年2月	○
		山中湖支店	004	〒401-0501	南都留郡山中湖村山中138	0555-62-2131	昭和38年7月	○
小沼支店		006	〒403-0022	南都留郡西桂町小沼1706	0555-25-2131	昭和34年12月	○	
忍野支店		010	〒401-0511	南都留郡忍野村忍草1504-1	0555-84-3341	昭和50年5月	○	
平野支店		014	〒401-0502	南都留郡山中湖村平野1953-1	0555-65-7711	昭和59年7月	○	
鳴沢支店		018	〒401-0320	南都留郡鳴沢村1797-1	0555-85-3011	昭和61年11月	○	

(注) 上記店舗のうち、本店営業部では「外貨の両替」業務を取扱っております。

● 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【当組合経営管理部内《お客様相談・苦情窓口》】 ☎ 0120-30-2144

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理部内《お客様相談・苦情窓口》またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。
「*」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

【概況・組織】			
1. 事業方針	1		
2. 事業の組織*	43		
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	11		
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	48		
5. キャッシュコーナーのご案内	46		
6. 地区一覧	46		
7. 組合員数	11		
8. 子会社の状況	該当事項なし		
【主要事業内容】			
9. 主要な事業の内容*	32		
【業務に関する事項】			
10. 事業の概況*	12		
11. 経常収益*	18		
12. 業務純益及びコア業務純益	19		
13. 経常利益(損失)*	18		
14. 当期純利益(損失)*	18		
15. 出資総額、出資総口数*	18		
16. 純資産額*	18		
17. 総資産額*	18		
18. 預金積金残高*	18		
19. 貸出金残高*	18		
20. 有価証券残高*	18		
21. 単体自己資本比率*	18		
22. 出資配当金*	18		
23. 職員数*	18		
【主要業務に関する指標】			
24. 業務粗利益及び業務粗利益率*	19		
25. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支*	19		
26. 資金運用助定・資金調達助定の平均残高、利息、利回り、資金利潤*	19		
27. 受取利息、支払利息の増減*	19		
28. 役員取引の状況	19		
29. その他業務収益の内訳	18		
30. 経費の内訳	19		
31. 総資産経常利益率*	18		
32. 総資産当期純利益率*	18		
【預金に関する指標】			
33. 預金種目別平均残高*	20		
34. 預金者別預金残高	20		
35. 定期預金残高の内訳*	20		
36. 財形貯蓄残高	20		
37. 職員1人当り預金残高	18		
38. 1店舗当り預金残高	18		
【貸出金等に関する指標】			
39. 貸出金種類別平均残高*	21		
40. 貸出金固定・変動金利別残高の内訳*	21		
41. 貸出金担保の種類別残高*	21		
42. 債務保証見返の担保別内訳*	21		
43. 貸出金使途別残高*	21		
44. 貸出金業種別残高・構成比*	22		
45. 預貸率(期末・期中平均)*	18		
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	22		
47. 代理貸付残高の内訳	24		
48. 職員1人当りの貸出金残高	18		
49. 1店舗当り貸出金残高	18		
【有価証券に関する指標】			
50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし		
51. 有価証券種類別平均残高*	22		
52. 有価証券の残存期間別残高*	22		
53. 預証率(期末・期中平均)*	18		
54. 有価証券の時価等情報*	31		
【経営管理態勢に関する事項】			
55. リスク管理態勢*	36		
56. 法令等遵守態勢*	33		
57. 地域密着型金融の取り組み	7		
58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	48		
【財産の状況】			
59. 貸借対照表*	14		
60. 損益計算書*	17		
61. 剰余金処分(損失金処理)計算書*	17		
62. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	23		
63. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額◎	23		
64. 自己資本の充実の状況(自己資本比率明細)*	25		
65. 有価証券、金銭の信託等の評価	20		
66. 外貨建資産残高	24		
67. オフバランス取引の状況	取扱いなし		
68. 先物取引の時価情報	取扱いなし		
69. オプション取引の時価情報	取扱いなし		
70. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	23		
71. 貸出金償却額*	23		
72. 会計監査人による監査*	24		
【パーゼルⅡ第3の柱の開示項目】			
定性的な開示事項			
73. 自己資本調達手段の概要*	26		
74. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要*	26		
75. リスク管理の方針及び手続きの概要*	26		
76. 貸倒引当金の計上基準*	27		
77. リスクウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称*	28		
78. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要*	29		
79. リスク管理の方針及び手続きの概要*	29		
80. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称*	30		
81. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項*	30		
定量的な開示事項			
82. 自己資本の充実度に関する事項*	26		
83. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高*(地域別・業種別・残存期間別)	27		
84. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額*	27		
85. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等*	28		
86. リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等*	28		
87. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー*	29		
88. 貸借対照表計上額及び時価*	30		
89. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額*	30		
90. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額*	30		
91. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額*	30		
92. 金利リスクに関する事項*	30		
【その他業務】			
93. 内国為替取扱実績	24		
94. 外国為替取扱実績	取扱いなし		
95. 公共債窓販実績	24		
96. 公共債引受額	24		
97. 手数料一覧	37		
【その他】			
98. 地域貢献活動	5		
99. 経営方針・経営戦略	1		
100. 沿革・歩み	10		
101. 総代会等に関する情報開示	44		
102. 報酬体系について	38		
103. 主要な商品・各種サービスのご案内	39		
104. トピックス	2		
105. お客さまへの大切なお知らせ	47		

お客さまへのご相談・苦情等への対応

お客さまのご相談・苦情等につきましては誠意をもって対応いたしますので、当組合本支店の窓口もしくは本部相談・苦情（意見・要望）窓口までご連絡ください。

お客さま相談・苦情窓口

都留信用組合 経営管理部

フリーダイヤル ☎0120-302144

（受付時間：平日 9：00～17：00）

Eメール keieikanribu@tsurushinkumi.co.jp



都留信用組合

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号
Tel.0555-22-2131 Fax.0555-22-2624
URL <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>
E-mail info@tsurushinkumi.co.jp



VOC
FREE TM&®

この印刷物は、環境にやさしいVOC（揮発性有機化合物）成分のフリーの大豆油を主体とした植物油型インキを使用して印刷しました。